

第4期

館山市男女共同参画推進プラン

～誰もがいきいきと活躍できるまちへ～



平成30年3月策定
令和5年3月見直し
館山市

多様な個性や

能力を認め合いましょう



本市では、2018年（平成30年）3月に策定した、現行の「第4期館山市男女共同参画推進プラン」〈計画期間：2018年から2027年までの10年間〉に基づき、男女共同参画に関する各種事業に取り組んでいるところです。

プラン策定後、2019年（令和元年）12月初旬頃からの世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響をはじめ、コロナ禍で加速するデジタル化の促進、働き方改革への流れ、多文化や多様性への理解促進など、社会情勢は短期間で急速に変化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための「新しい生活様式」を実践する日々は、人々の価値観まで変えようとしています。

そこで、時代の変化に対応した実効性の高いプランとするため、新たな事業の追加や、個別事業や数値目標の修正など、プラン策定から5年後となる2022年度（令和4年度）末に、「第4期館山市男女共同参画推進プラン」の中間見直しを行いました。

本市では、2023年度（令和5年度）からも引き続き、このプランの将来像である

『多様な個性や能力を認め合い、皆がいきいきと活躍できるまち 館山』

を目指し、今後も市民の皆様や事業者の皆様とともに、男女共同参画社会の実現のために取り組んでまいりますので、今後ともご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、プランの見直しにあたり、幅広い視野で議論を深めていただきました「館山市コーラル会議」委員の皆様、関係者の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様方に、心からお礼を申し上げます。



令和5年3月

館山市長 森 正一

【目 次】

ページ

第1部 プランの策定に当たって

- 1 プラン策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 館山市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2部 プランの概要

- 1 プランの将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 プランの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 プランの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 重点的に取り組む施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第3部 施策の展開

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画への理解促進

- 課題1 男女共同参画のための意識改革と慣習・慣行の見直し・・・・・・・・10
- 課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実・・・・・・・・14
- 課題3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・16

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

- 課題1 政策・方針決定過程への女性の参画・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 課題2 まちづくりにおける男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・22

基本目標Ⅲ 仕事と家庭の両立ができる環境づくり

- 課題1 働く場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・25
- 課題2 ライフステージに応じた仕事と生活の調和・・・・・・・・・・・・29

基本目標Ⅳ 男女が共に自立して安心して暮らせるまちづくりの推進

- 課題1 誰もが安心して暮らせる環境の整備・・・・・・・・・・・・36
- 課題2 心とからだの健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・39

第4期館山市男女共同参画推進プラン指標一覧・・・・・・・・・・・・40

第4部 プランの推進体制

- 1 行政における推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 2 様々な主体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 3 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

資料編

- 資料1 プランの策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- 資料2 館山市附属機関設置条例（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- 資料3 館山市コーラル会議委員（第10・12期）名簿・・・・・・・・・・・・46
- 資料4 館山市男女共同参画推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・47
- 資料5 館山市男女共同参画市民意識調査実施概要・・・・・・・・・・・・49
- 資料6 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
- 資料7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・・・・・・56
- 資料8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・68

第1部 プランの策定に当たって

1 プラン策定の背景と目的

1999年（平成11年）6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定されたことを受け、館山市では、2003年度（平成15年度）に「館山市男女共同参画推進プラン」を策定し、4回にわたり計画を見直しながら、男女共同参画に関連する施策を実施してきました。

近年、人口減少や少子高齢化、働き方の多様化など、社会情勢は大きく、また急速に変化しており、男女共同参画施策においても、2015年（平成27年）8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という）が制定されるなど、官民間問わず、時代の流れにあわせた意識や制度の変革が求められています。

また、国際的にみても、2015年（平成27年）9月には、国連で「持続可能な開発目標のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指すSDGs（持続可能な開発目標）のゴール5として、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが掲げられました。

2017年度（平成29年度）に実施した「館山市男女共同参画市民意識調査」の結果では、5年前に実施した同様の調査と比べ、全般的に男女共同参画に関する意識が高まっていることが分かりましたが、個別に見ると、家事等の役割分担が女性側に偏っている、女性自身が女性はリーダーになれないと考える傾向がある、家事・育児・介護の負担や職場での理解不足が女性が働き続ける上での障壁となっているなど、男女共同参画に関する課題はまだまだ解消されていないのが現状です。

人口減少・少子高齢化が進行し、私たちを取り巻く環境がますます厳しくなる中、皆が笑顔で暮らせるまちにするためには、それぞれの個性や能力を認め合い、それらを十分に発揮できる社会づくりが欠かせません。

このプランは、男女共同参画を推進し、性別や年齢などに関わらず、誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまちにしていくための行動指針として定めるものです。

<SDGs（エスディー・ジーズ）とは>

サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の略。2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする国際社会全体の開発目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、広範な課題に統合的に取り組むこととされており、17のゴール（目標）と169のターゲットが設定されています。



国連が作成したSDGsロゴ

2 プランの位置づけ

このプランは、以下のとおり位置づけます。

- (1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、館山市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本計画として位置づけます。
- (2)市の最上位計画である「第4次館山市総合計画」の分野別計画として、本市における男女共同参画推進の理念のもと、他部門の各施策、各事業について総合的に整合を図り、「館山市男女共同参画市民意識調査」の結果や「館山市コーラル会議」における委員からの意見を踏まえて策定したプランです。
- (3)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆる「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「DV防止・被害者支援基本計画」として位置づけます。
- (4)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「館山市推進計画」として位置づけます。

3 プランの期間

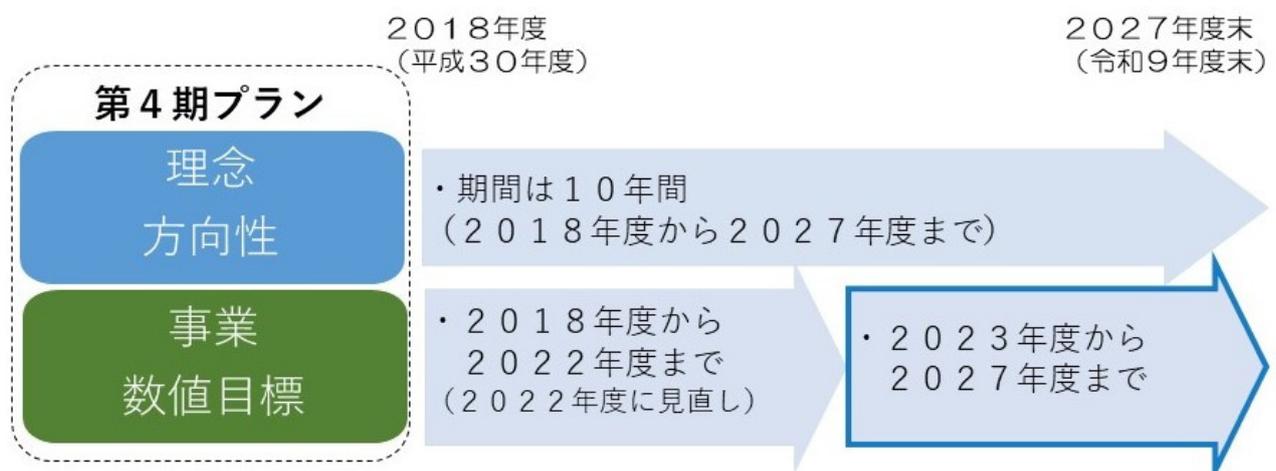
理念や方向性（プランにおける将来像や基本目標）については2018年度から2027年度までの10年間とし、個別事業や数値目標については、時代の変化に対応した内容にするため、5年後（2022年度末）に見直しを行いました。

なお、主な見直し箇所は次のとおりです。

- 1ページ：「SDGs」の追加
- 13ページ：新しい考え方の導入「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」
- 17ページ：新規事業の追加「LGBT（性的少数者）に関する理解促進」
- 40ページ：指標一覧の目標値の一部見直し「審議会等における女性委員の割合」など
- その他：文言や数字等を最新状況に更新等

引き続き、社会情勢等が大きく変化した場合は、適宜プランを見直すものとします。

【計画期間イメージ図】



4 館山市の状況

(1) 進む人口減少

館山市の人口は、1950年（昭和25年）の59,424人をピークに緩やかに減少を続け、2010年（平成22年）には5万人を割り込み、減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、2030年にはちょうど4万人くらいまで人口が減り、その後4万人を割り込むと予想されています。一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人口は2020年（令和2年）には2.23人まで減少しています。

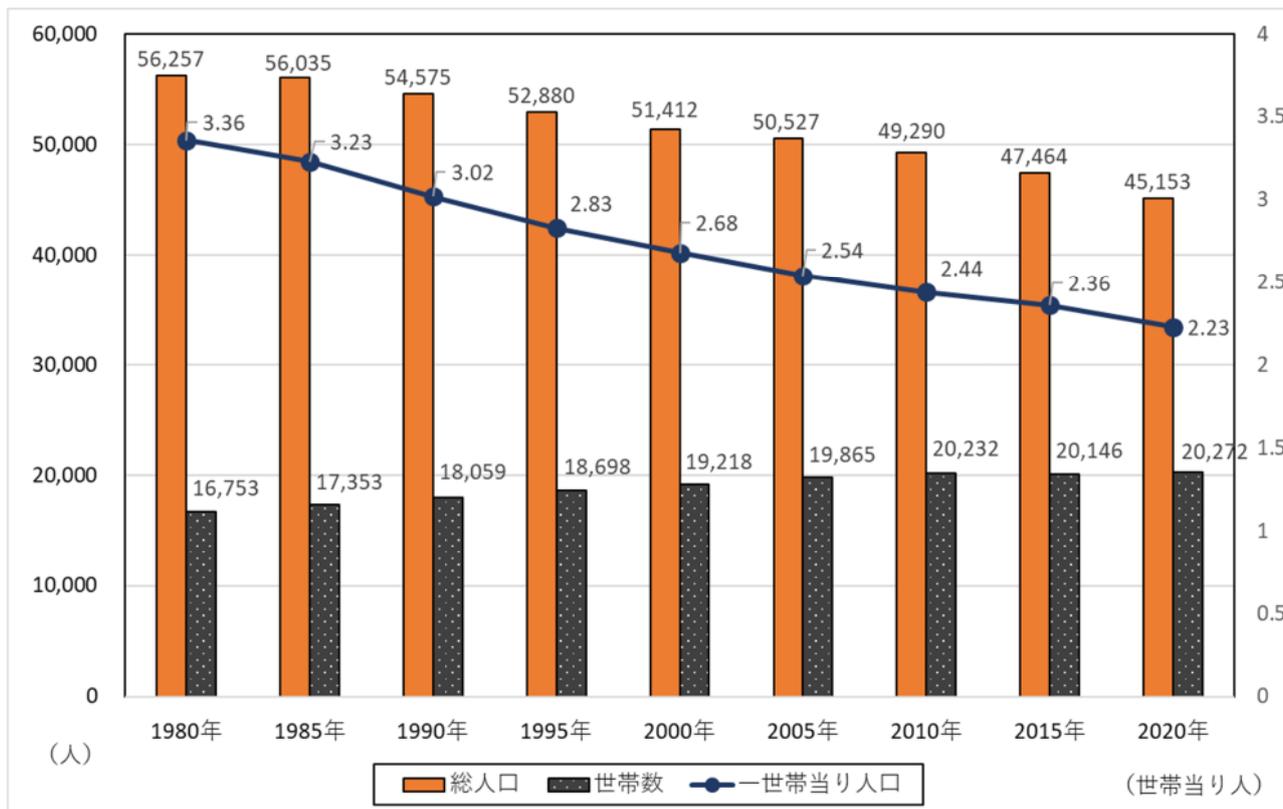
(2) 少子高齢化問題

館山市では、少子高齢化が進んでおり、2020年（令和2年）の調査における高齢化率は40.9%に達し、深刻な問題に直面しているといえます。なお、合計特殊出生率（女性が一生の間に産む子どもの数）について見ると、館山市は国や千葉県よりも高い水準で推移していますが、人口置換水準となる2.06に達しておらず、若年層の人口減少も進んでいるため、少子化に歯止めがかかっていない状況です。

(3) 就業状況について

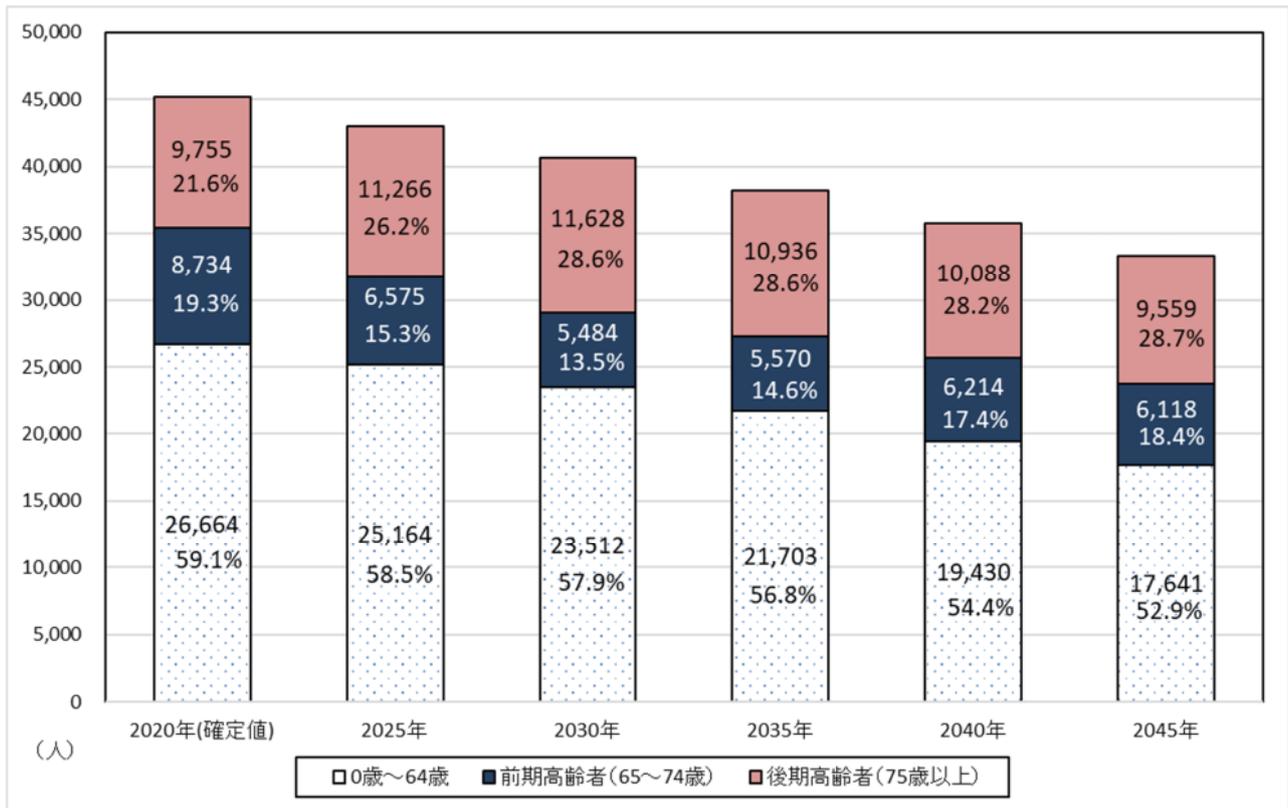
労働基準法や育児・介護休業法の改正をはじめ、就業をめぐる環境整備や「働き方改革」などにおいて、家庭と仕事の両立を可能にする取組が進められています。出産・子育て期にあたる30代において、女性の年齢階級別労働力率が低下する「M字カーブ」については、国・千葉県と比較して館山市は緩やかなものとなっており、出産・子育て期に離職せず就業を続ける人が多くなっています。また、30歳～34歳代以降の年代では、国や千葉県と比べ、一貫して労働力率が高くなっています。

図1：館山市の人口・世帯数の推移



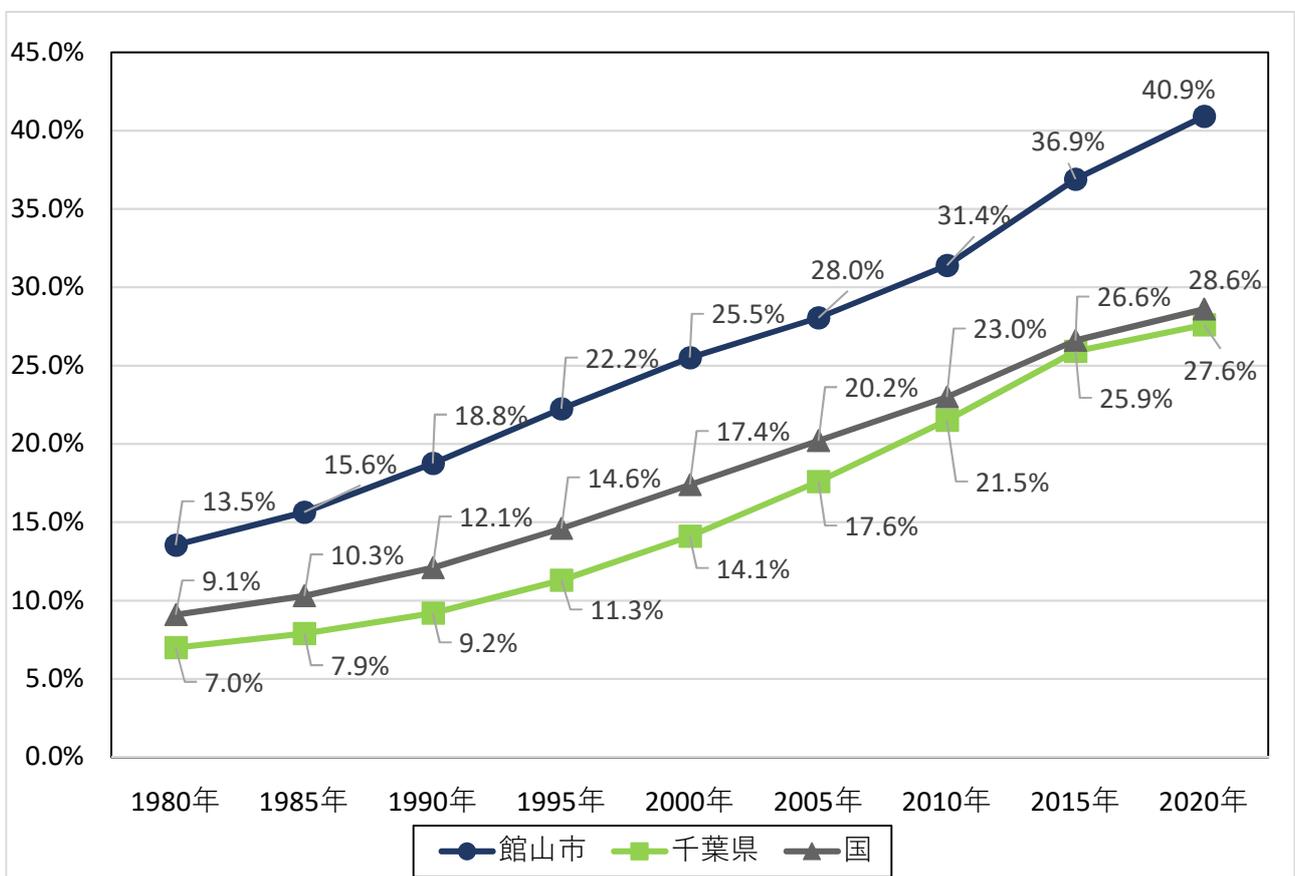
各年の国勢調査結果

図2：館山市の将来人口推計



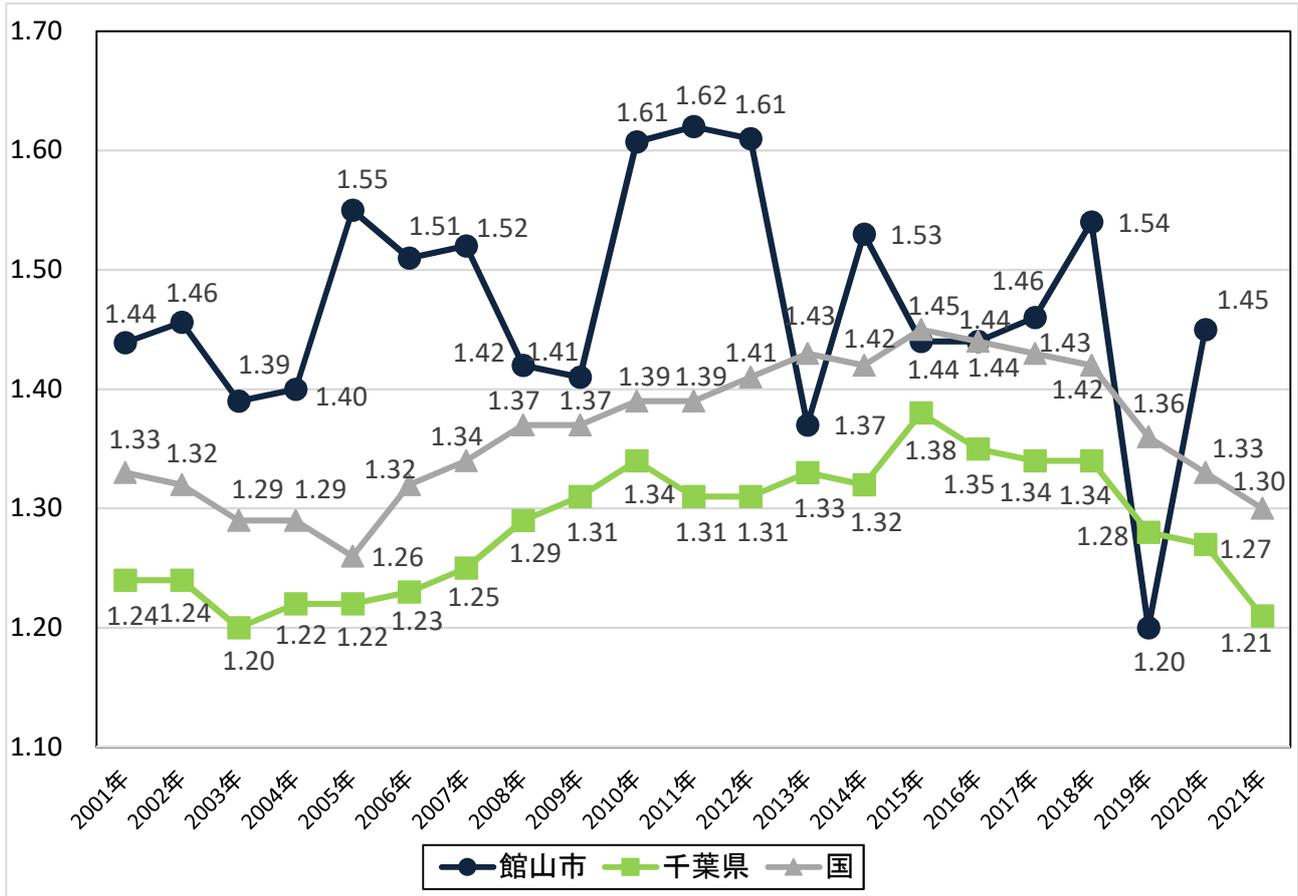
国立社会保障・人口問題研究所調査データ及び2020年（令和2年）国勢調査実施結果

図3：館山市の高齢化率の推移



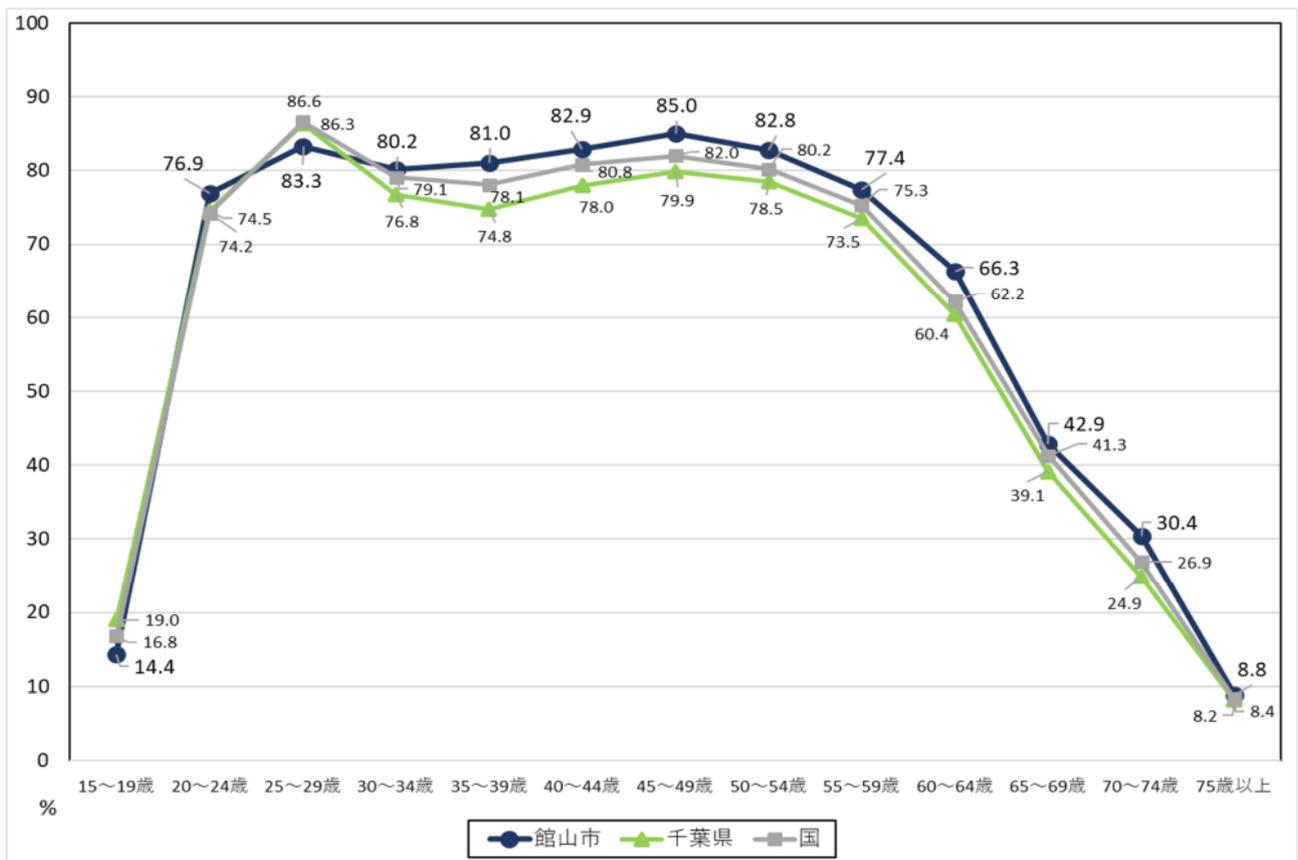
各年の国勢調査結果

図4：館山市の合計特殊出生率の推移



千葉県統計資料

図5：館山市の2020年（令和2年）女性年齢階級別労働力率



2020年（令和2年）国勢調査実施結果

第2部 プランの概要

1 プランの将来像

<将来像>

多様な個性や能力を認め合い、
皆がいきいきと活躍できるまち 館山

【将来像設定の背景】

館山市の最上位計画である「第4次館山市総合計画」では、「笑顔あふれる 自然豊かな “あつたか ふるさと” 館山」を将来都市像に掲げています。これは、すべての人々が美しく豊かな自然の中で、ゆったりとあたたかなふれあいを重ね、いきいきと笑顔や活気にあふれる元気なまちになることを目指すものです。

変化の大きい現代にあって、このようなまちづくりを実現させるためには、性別や年齢などに関わらず、誰もがその個性や能力を発揮して、いきいきと活躍できる社会づくりが必要不可欠です。そこで、この「第4期館山市男女共同参画推進プラン」では、皆が互いを認め、尊重しながら、笑顔でいきいきと活躍できるまちづくりを目指します。

2 プランの基本目標

将来像を実現していくため、以下、4つの基本目標を掲げます。

(1) 人権の尊重と男女共同参画への理解促進

いじめ、虐待、DVや差別等をなくし、「男性はこうあるべき」「女性なのだから・・・」といった「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を払拭することで、人権尊重や男女共同参画への理解促進を図ります。

(2) あらゆる分野における男女共同参画の推進

行政、地域や企業など、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

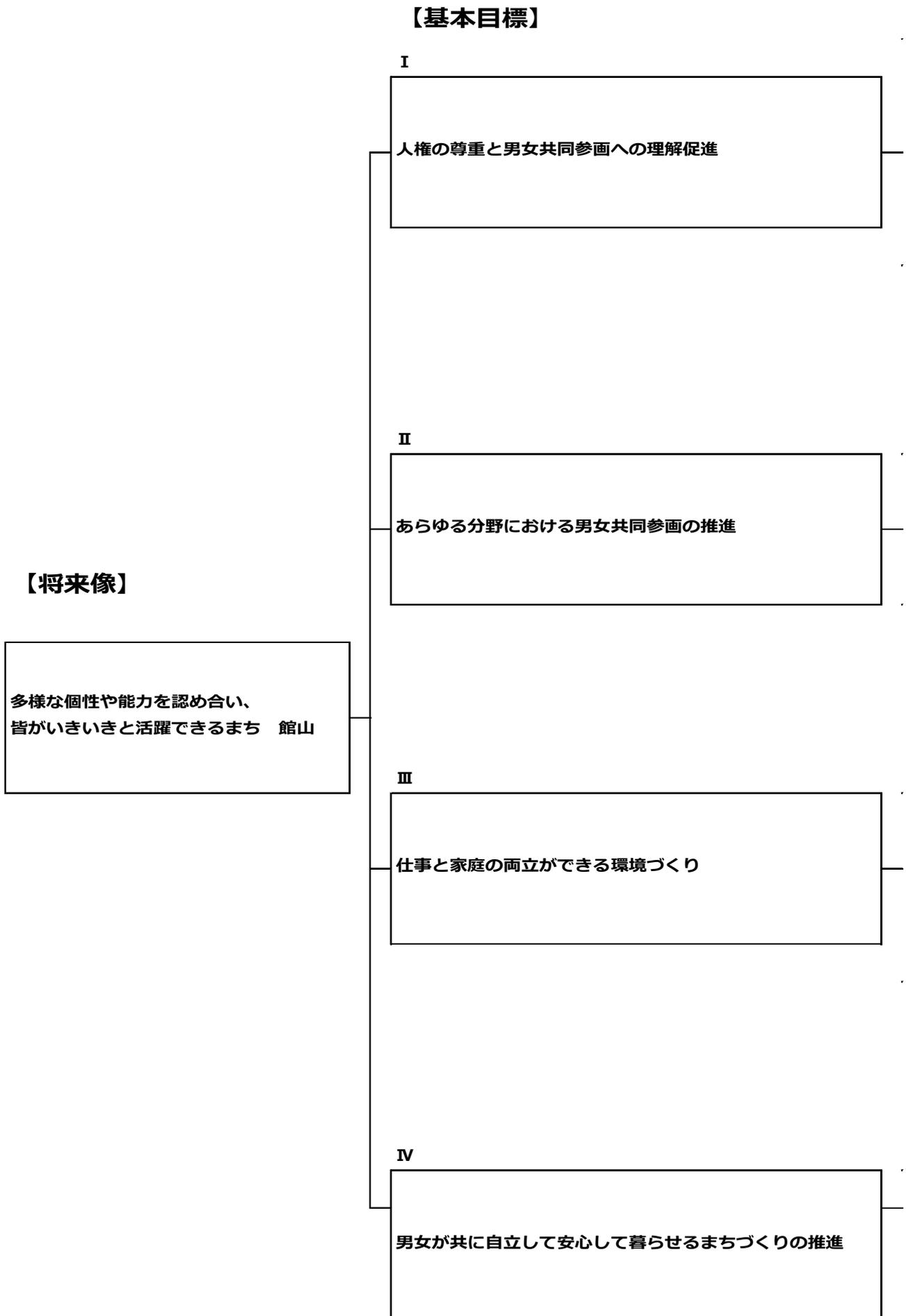
(3) 仕事と家庭の両立ができる環境づくり

これまでの働き方の見直しを行い、「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の充実を図ることで、誰もが暮らしやすい環境を創出していきます。

(4) 男女が共に自立して安心して暮らせるまちづくりの推進

老若男女、全ての人が元気でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

3 プランの体系



【課題】

【施策】

1	男女共同参画のための意識改革と慣習・慣行の見直し	(1) あらゆる人々にとっての男女共同参画に向けた意識改革 (2) 固定的な性別役割分担意識の解消
2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 女性活躍	(1) 教育分野における男女共同参画への理解促進 (2) 家庭・地域・職場における男女共同参画への理解促進
3	あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 DV 防止 女性活躍	(1) DVを許さない意識づくり、相談体制の充実 (2) 子ども・高齢者・障害者への虐待を許さない意識づくり、環境づくり (3) 全てのハラスメントを許さない意識づくり
1	政策・方針決定過程への女性の参画 女性活躍	(1) 行政における方針決定過程への女性参画の推進 (2) 地域・企業等における方針決定過程への女性参画の促進
2	まちづくりにおける男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進
1	働く場における男女共同参画の推進 女性活躍	(1) 雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の推進 (2) 農水産業・自営業等の分野における男女共同参画の推進 (3) 女性の再就職希望者に対する支援 (4) 多様な働き方に対する支援
2	ライフステージに応じた仕事と生活の調和 女性活躍	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進 (2) 妊娠・出産・子育てに関する情報提供と相談体制の充実 (3) 子育てしやすい環境づくりの推進 (4) 社会全体での介護支援の充実
1	誰もが安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者・障害者の自立支援、社会参加の促進 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 外国人が安心して暮らせるまちづくりや国際的な視点に立った相互理解の推進
2	心とからだの健康づくりの推進	(1) 生涯にわたる健康づくりの支援

4 重点的に取り組む施策

市民意識調査の結果等を踏まえ、以下の施策について重点的に取り組むこととします。

・あらゆる人々にとっての男女共同参画に向けた意識改革

館山市における男女共同参画の推進は、道半ばといえます。男女共同参画に関する情報等の発信を強化し、意識の醸成や時代に合わなくなった固定的な考え方を換え、意識改革を行う必要があります。

・行政、地域・企業等における方針決定過程への女性参画の促進

館山市、そして日本における女性リーダーの割合は、諸外国と比べてかなり低い状態にあります。多様性・寛容性のある社会を作るためには、男性中心社会から脱却し、女性を含め、様々な立場にいる人々の声が的確に反映される環境をつくる必要があります。

・地域活動における男女共同参画の促進

地域活動が活発な場所は、まち全体が活力にあふれています。様々な立場の人が積極的に活動に参画し、そこに暮らすことが楽しくなるような取組を行う必要があります。

・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及の促進

仕事と生活を両立させ、誰もがいきいきと暮らせる社会にするためには、従来型の労働慣行、特に男性を中心とした働き方に関する意識改革を推進していく必要があります。



第3部 施策の展開

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画への理解促進

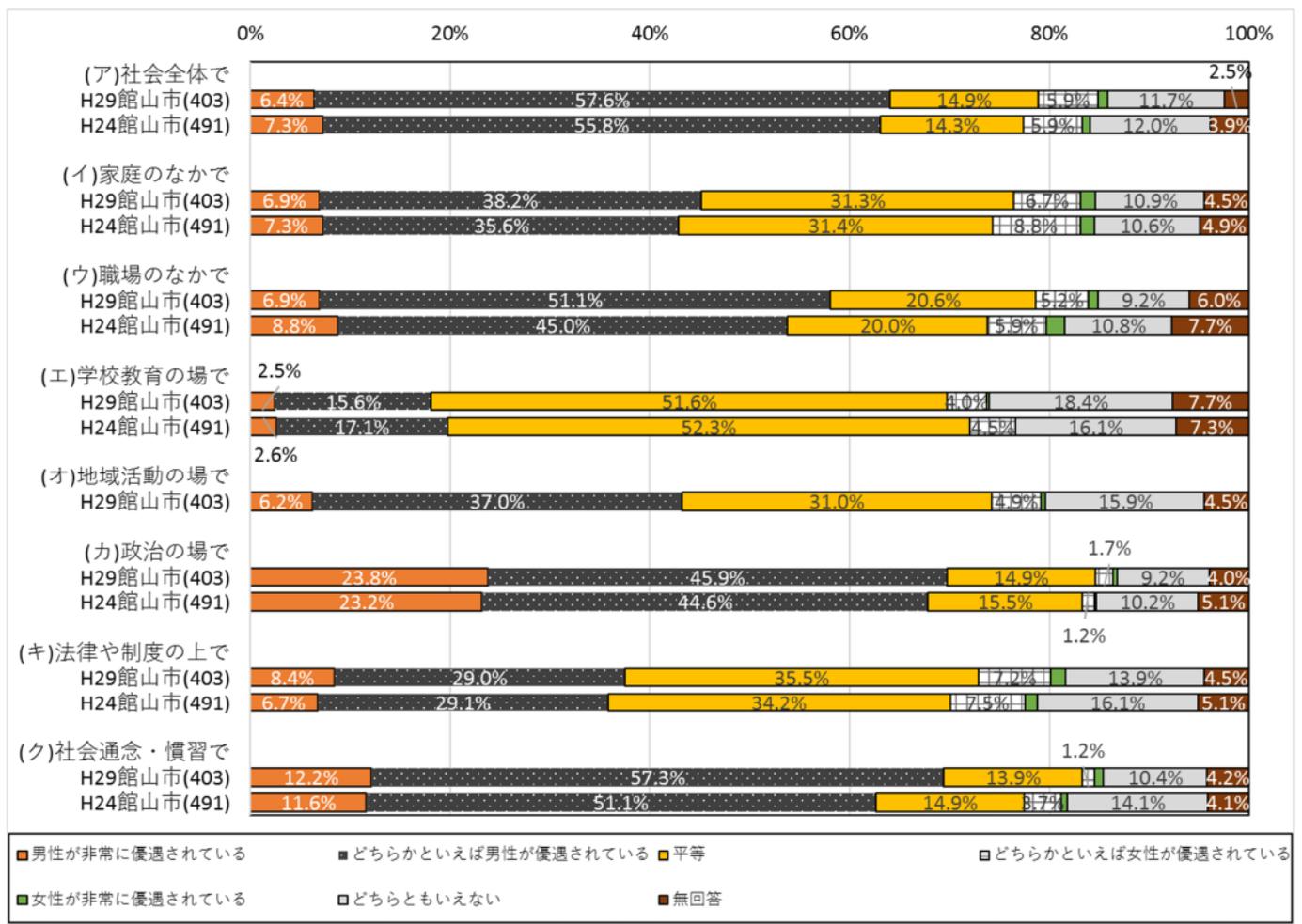
課題1 男女共同参画のための意識改革と慣習・慣行の見直し

【現状と課題】

「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、各分野における男女平等意識を聞いたところ、「社会全体」及び「政治の場」において男女が平等だとした割合は14.9%でした。平成24年度に行った調査では、この割合は14.3%であり、若干数値が上がったものの、依然として男女平等ではないと考える人が多数を占めることがわかりました。なお、千葉県が令和元年度に実施した同様の調査では、社会全体で男女が平等とした割合は13.6%でした。

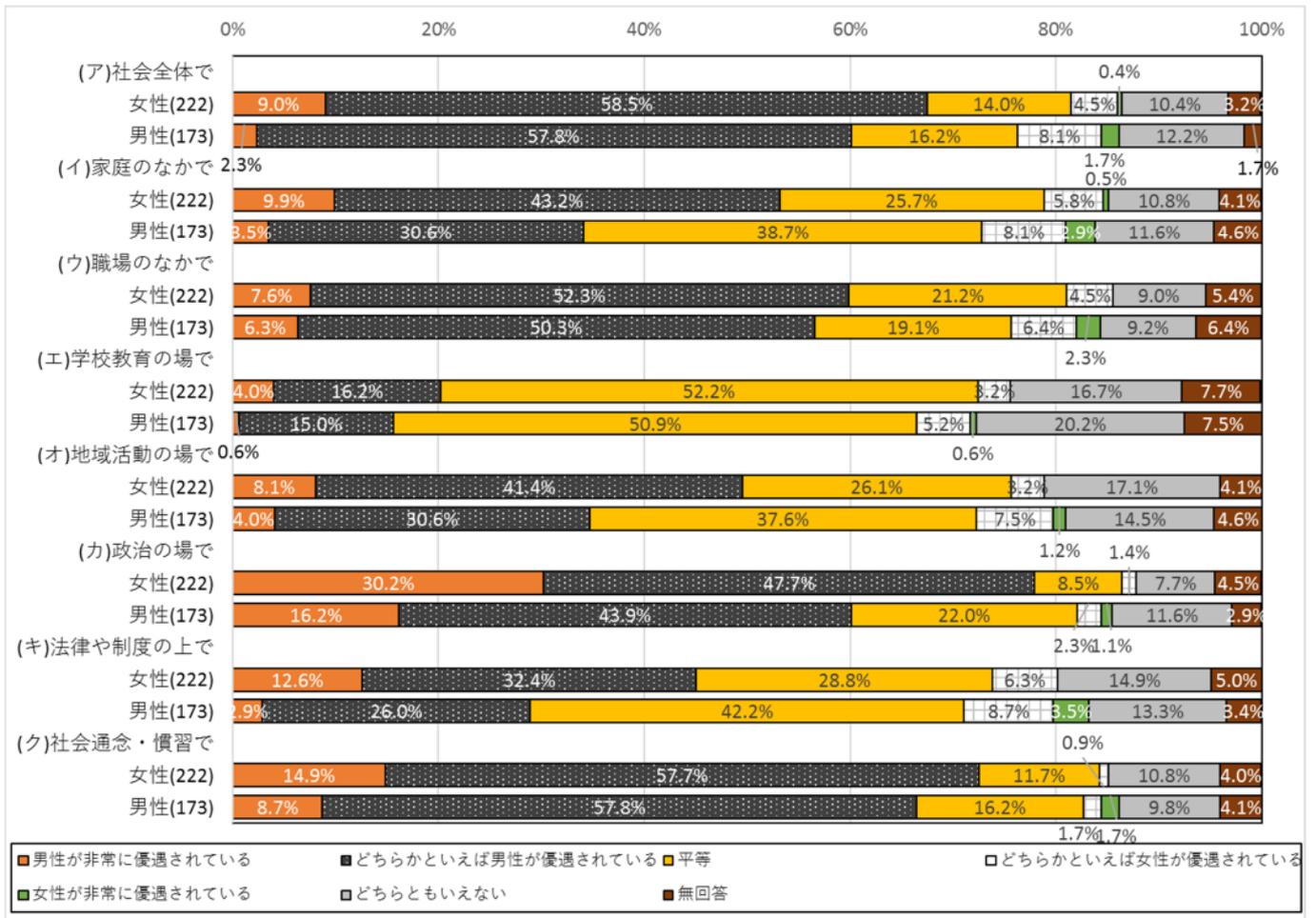
館山市では、2003年（平成15年）に「男女共同参画プラン」を策定してから、男女共同参画への理解促進に取り組んできましたが、調査の結果を見ると、男女平等意識はまだ低いといえます。性別や立場を超え、全ての人が共に助け合いながらよりよいまちにしていくためには、まず、各種の取組を通じ、固定的な性別役割分担意識の解消といった意識改革を進めるなど、男女共同参画に関する市民の理解を推進する必要があります。

図表Ⅰ－1－（1）：館山市の男女平等意識



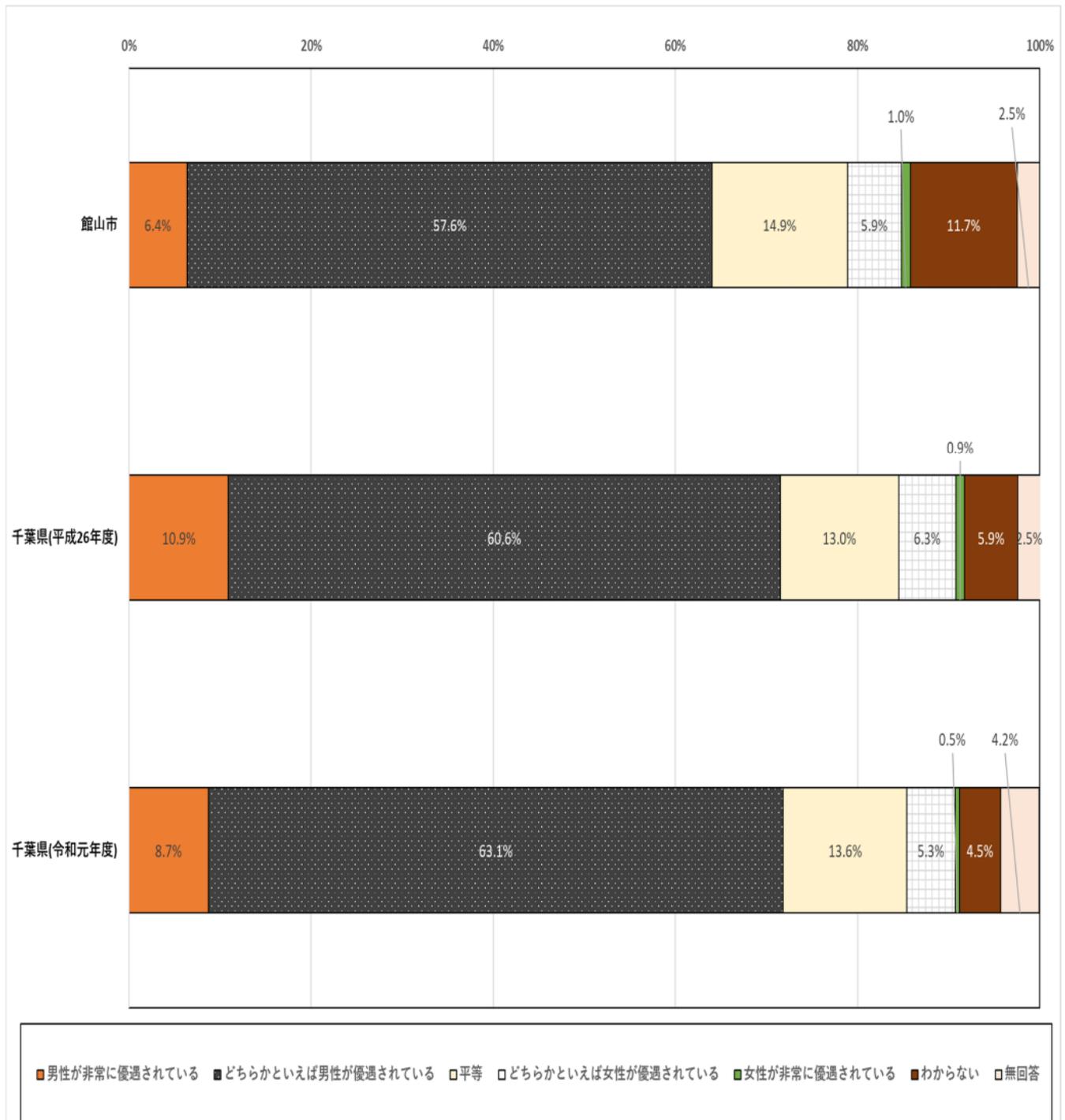
平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査
平成24年度館山市男女共同参画市民意識調査

図表 I - 1 - (2) : 館山市の男女平等意識 (男女別)



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査

図表 I - 1 - (3) : 「社会全体における」男女平等意識の館山市・千葉県比較



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査
 平成26年度男女共同参画社会の実現に向けての千葉県民意調査
 令和元年度男女共同参画社会の実現に向けての千葉県民意調査

(施策1) あらゆる人々にとっての男女共同参画に向けた意識改革 **重点施策**

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関連する情報を収集し、調査・研究を行うとともに、市民に提供できるよう整備します。	市民協働課
市の広報紙やホームページ・SNS等を活用した情報発信・情報提供	男女共同参画推進に関連する情報を、市の広報紙やインターネットメディア等を通じて積極的に発信・提供します。	市民協働課
男女共同参画に関するセミナーや意見交換会等の実施	男女共同参画に関する市民向けのセミナーや意見交換会等を実施し、意識啓発に努めます。	市民協働課
関係機関や県男女共同参画地域推進員との連携による意識啓発活動の推進	関係機関との連携や県男女共同参画地域推進員の活動支援を通じ、意識啓発を行います。	市民協働課

(施策2) 固定的な性別役割分担意識の解消

事業名	事業内容	担当課等
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動の実施	セミナーやあらゆる機会をとらえた意識啓発等を通じ、様々な場面に残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努めます。	市民協働課
市民の多様性に配慮した情報発信の推進	性別等による固定観念や無意識による人権侵害等がないように配慮した行政情報発信に努めます。	市民協働課
市民意識調査による男女共同参画意識の経年比較の実施	市民の男女共同参画意識を把握するため、次期事業計画等策定の際、市民意識調査を実施し、その推移により計画の評価・見直しを行います。	市民協働課

課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

【現状と課題】

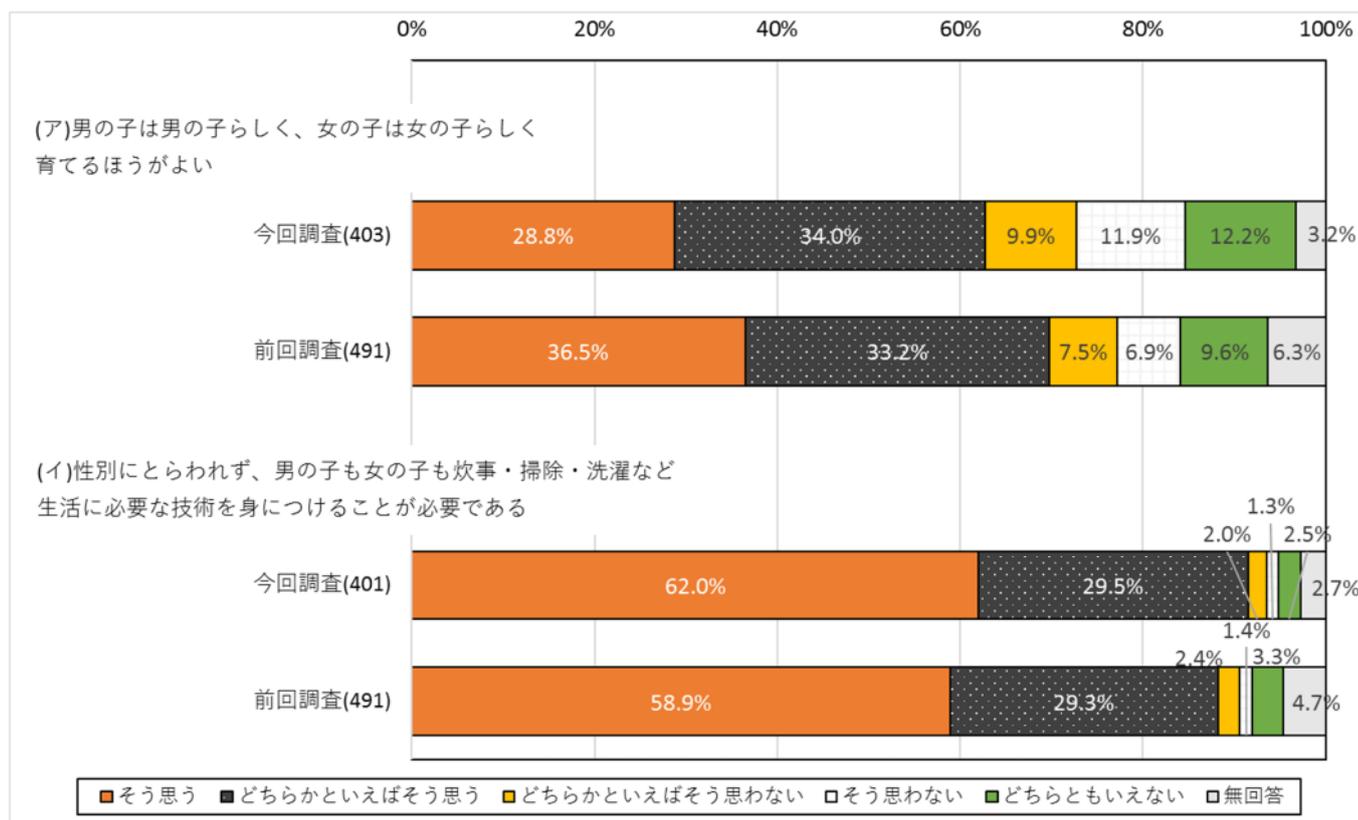
「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、子どもの教育における男女平等の意識について聞いたところ、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるほうがよい」とした人は「どちらかといえばそう思う」を含め62.8%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」とした割合が21.8%となりました。平成24年度の前回調査と比べ、「そう思う」と答えた割合は6.9%減少し、「そう思わない」と答えた割合は7.4%増加しました。

また、「性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である」とした割合は、「どちらかといえばそう思う」を含め、91.5%にのぼり、平成24年度の前回調査結果である88.2%と比べて3.3%増加しています。

上記の結果は、性別にとらわれず、子ども一人ひとりの個性を大切しようとする人が増えたことのあらわれといえます。

教育分野においても、学校、家庭、企業や地域における男女共同参画の推進が求められています。学校等において、子どもたちがそれぞれの個性を尊重・理解できるような学習の場をつくとともに、家庭や職場における男女共同参画意識の向上に努める必要があります。

図表 I-2-1 (1)：子どもの教育における男女平等意識



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査
平成24年度館山市男女共同参画市民意識調査

(施策1) 教育分野における男女共同参画への理解促進

事業名	事業内容	担当課等
教育関係者への研修の充実	性別等にとらわれず、児童・生徒一人ひとりが個性と能力を発揮できる指導を行えるよう、教職員の男女共同参画意識の啓発を行います。	教育総務課
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	多種多様な生涯学習の機会を提供できるよう、博物館・図書館・公民館における講座や教育事業等を充実させます。	生涯学習課
性別にとらわれない多様な選択を可能にするキャリア教育の推進	児童・生徒が自らの個性や能力を伸ばし、性別にかかわらず希望する進路選択を行えるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育に努めます。	教育総務課
学校における発達段階に応じた性教育の実施	性や身体に関する正しい知識や理解を深めるため、発達段階に応じた性教育を実施するとともに、思春期ふれあい体験事業を通じて、子育ての喜びや命の尊さを学ぶ機会を提供します。	教育総務課 健康課

(施策2) 家庭・地域・職場における男女共同参画への理解促進

事業名	事業内容	担当課等
家庭教育事業の推進	家庭教育学級や子育て支援講座等を通じ、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。	市民協働課 中央公民館
地域活動への積極的参加の促進	地域における固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが積極的に地域活動に参加・参画できるよう、意識啓発を行います。	市民協働課
事業者に対する男女共同参画意識の啓発	市内事業者に対し、固定的な性別役割分担意識の解消等、男女共同参画意識の啓発を図ります。	市民協働課 雇用商工課

課題3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

【現状と課題】

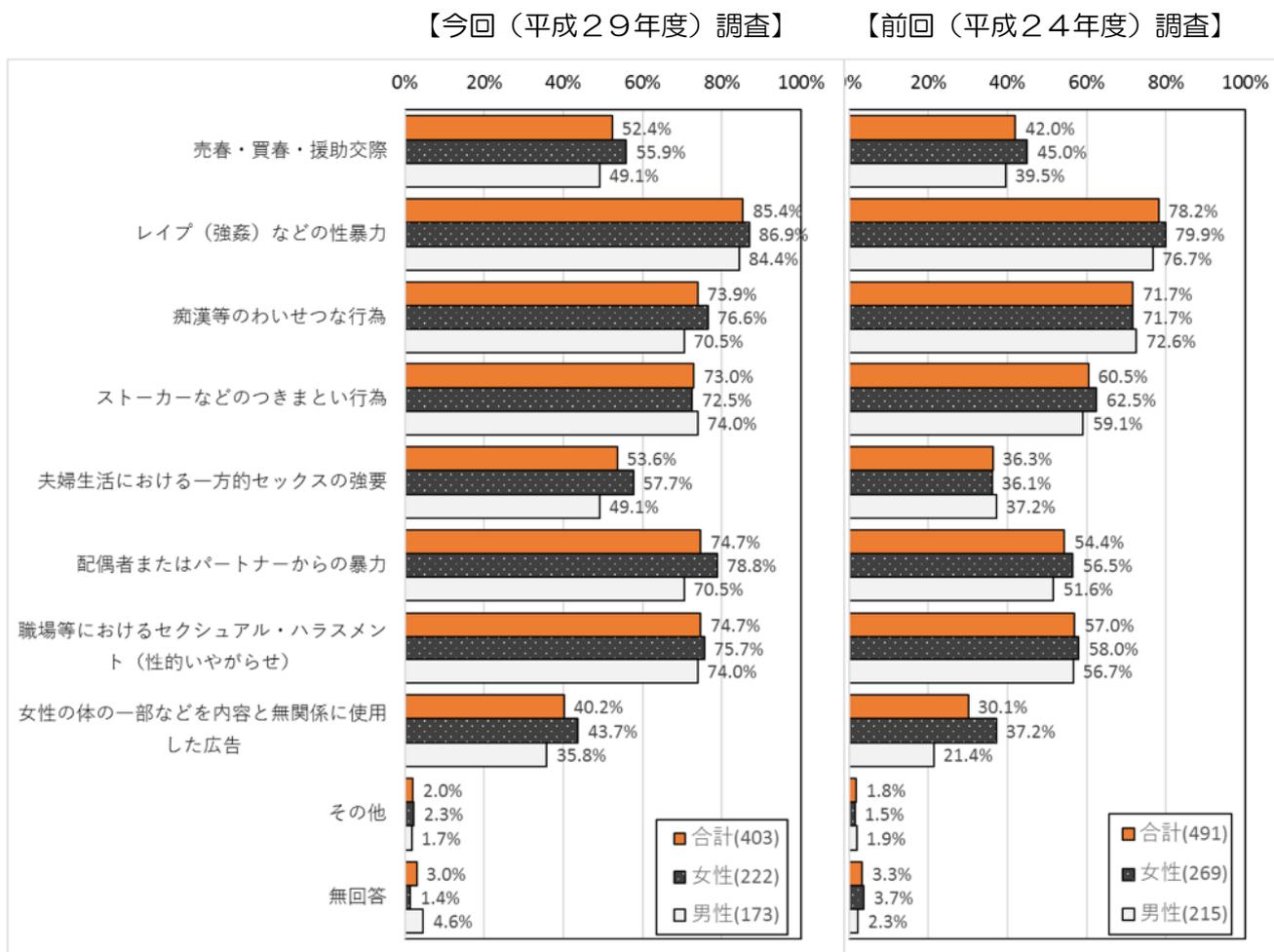
「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、人権が侵害されていると感じる事柄について聞いたところ、「レイプ（強姦）などの性暴力」は85.4%、「配偶者またはパートナーからの暴力」「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」がいずれも74.7%と高い割合になりました。

その他、全ての項目において平成24年度の前回調査を上回り、人権に関する意識は向上しているといえますが、「売春・買春・援助交際」については52.4%、「女性の体の一部などを内容と無関係に使用した広告」は40.2%と依然低い状況であり、これらの意識の低さが性に起因する人権侵害が起こる背景のひとつと考えられます。

また近年、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、平成28年には神奈川県内の知的障害者施設において、入所者19人が殺害される事件が起こるなど、子どもや障害者、高齢者等に対する虐待や差別が後を絶ちません。さらに、性的少数者であり、困難な状況におかれているLGBTの人々への配慮も喫緊の課題となっています。

「どのような立場の人でも差別されず、尊重され、人間らしく生きる権利」である基本的人権を守り、人権侵害を許さない環境をつくるための取組が必要です。

図表 I-3-(1)：人権侵害と感じる事柄



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査
平成24年度館山市男女共同参画市民意識調査

(施策1) DVを許さない意識づくり、相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課等
DV防止のための意識啓発活動の推進	DVやデートDVが重大な人権侵害であることを市ホームページやパンフレット等により周知し、市民の意識啓発に努めます。	社会福祉課
相談しやすい環境の整備と周知強化	市の広報紙やホームページ等により、相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課
関係機関とのネットワーク強化	関係機関との連携を強化し、情報共有等によるDV被害の未然防止や早期発見に努めます。	社会福祉課

(施策2) 子ども・高齢者・障害者への虐待を許さない意識づくり、環境づくり

事業名	事業内容	担当課等
地域の見守りと関係者の連携による虐待の未然防止	パンフレット配布や市広報紙への掲載等により、意識啓発を図るとともに、関係機関等との連携による相談体制の充実と地域の見守りネットワーク等の強化により、未然防止に努めます。	高齢者福祉課 こども課 社会福祉課
地域防犯活動の推進	館山市防犯協力会等の関係団体と連携し、防犯活動を推進するとともに、犯罪の発生しやすい場所への防犯カメラ設置等により、非行や性犯罪の未然防止に努めます。	市民協働課
多様な個性を認め合い、いじめを許さない教育の推進	いじめや差別は人権侵害であるということを児童・生徒に理解させ、互いを認め合える豊かな心を育む教育を推進します。	教育総務課
教育相談体制の充実	いじめ問題アドバイザー等による児童・生徒のさまざまな悩みに対する教育相談体制の充実を図ります。	教育総務課
児童・生徒を性犯罪等、人権侵害から守るための意識啓発活動の実施	近年増加しているデートDV等の性犯罪から児童・生徒を守るための意識啓発を推進します。	教育総務課
人権を尊重する意識づくりと人権教育の充実	性別や年齢、国籍の違い、障害の有無等による差別、LGBTをはじめ、少数者とされる方々に対する無理解をなくし、多様性を認め、受け入れることができる意識づくりを行います。	市民協働課 教育総務課 社会福祉課
LGBT（性的少数者）に関する理解促進	LGBT（性的少数者）に関する正しい理解を促進するための啓発活動を行います。また、パートナーシップ制度（仮称）について調査、研究を行います。	市民協働課

(施策3) 全てのハラスメントを許さない意識づくり

事業名	事業内容	担当課等
各種ハラスメントに関する意識啓発活動の推進	職場や学校、地域等、あらゆる場面で起こりうるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメント防止に向け、意識啓発を行います。	市民協働課 雇用商工課
メンタルヘルス対策の推進	市民や事業者に対し、心の健康保持に関する情報提供や相談窓口の周知を行います。	社会福祉課 市民協働課



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

【現状と課題】

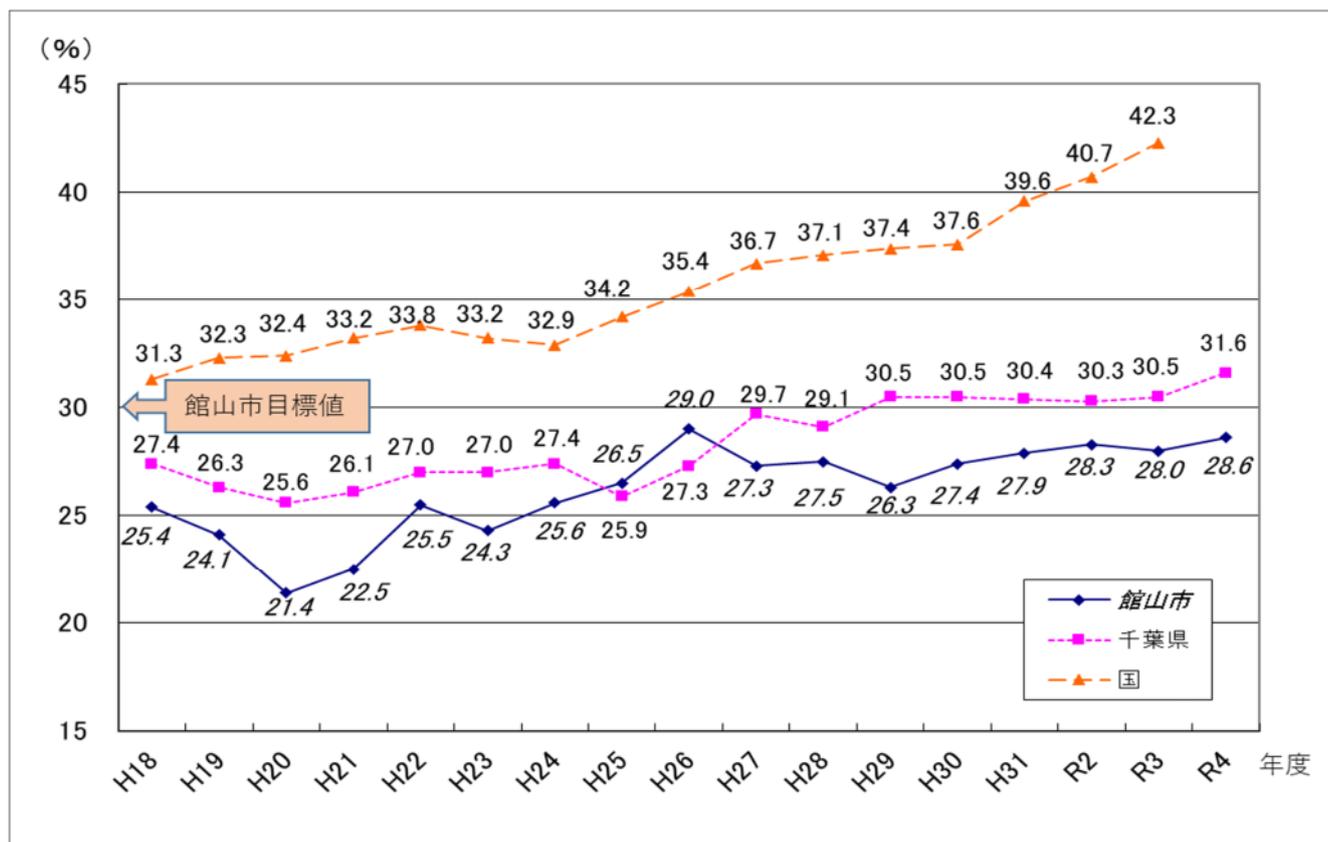
令和4年4月1日時点の館山市の審議会等における女性委員割合は、28.6%でした。国・県の直近の女性委員割合は、国が42.3%、県が31.6%となっており、館山市の割合の方が少ない状況です。なお、館山市の審議会等において、女性が会長・副会長・職務代理者等のリーダーを務める割合は、20%でした。

「館山市男女共同参画市民意識調査」において、女性のリーダーが少ない要因について聞いたところ、「家事や子育て、介護などに忙しく、仕事や地域活動に専念できないから」と答えた人が75.2%、男性に比べ、女性の方が15%ほど高い割合となっています。さらに、「組織活動の経験が少ないため」「女性がリーダーでは、男性がついてこないから」や「女性がリーダーでは、軽くみられるから」においても、女性の回答割合が高くなっています。女性の側にも、固定的な性別役割分担意識が残っていることが伺えます。

女性をはじめ様々な人の視点や新たな発想が取り入れられることにより、組織や地域活動の活性化につながります。そのため、政策・方針決定過程への女性の参画推進が求められています。

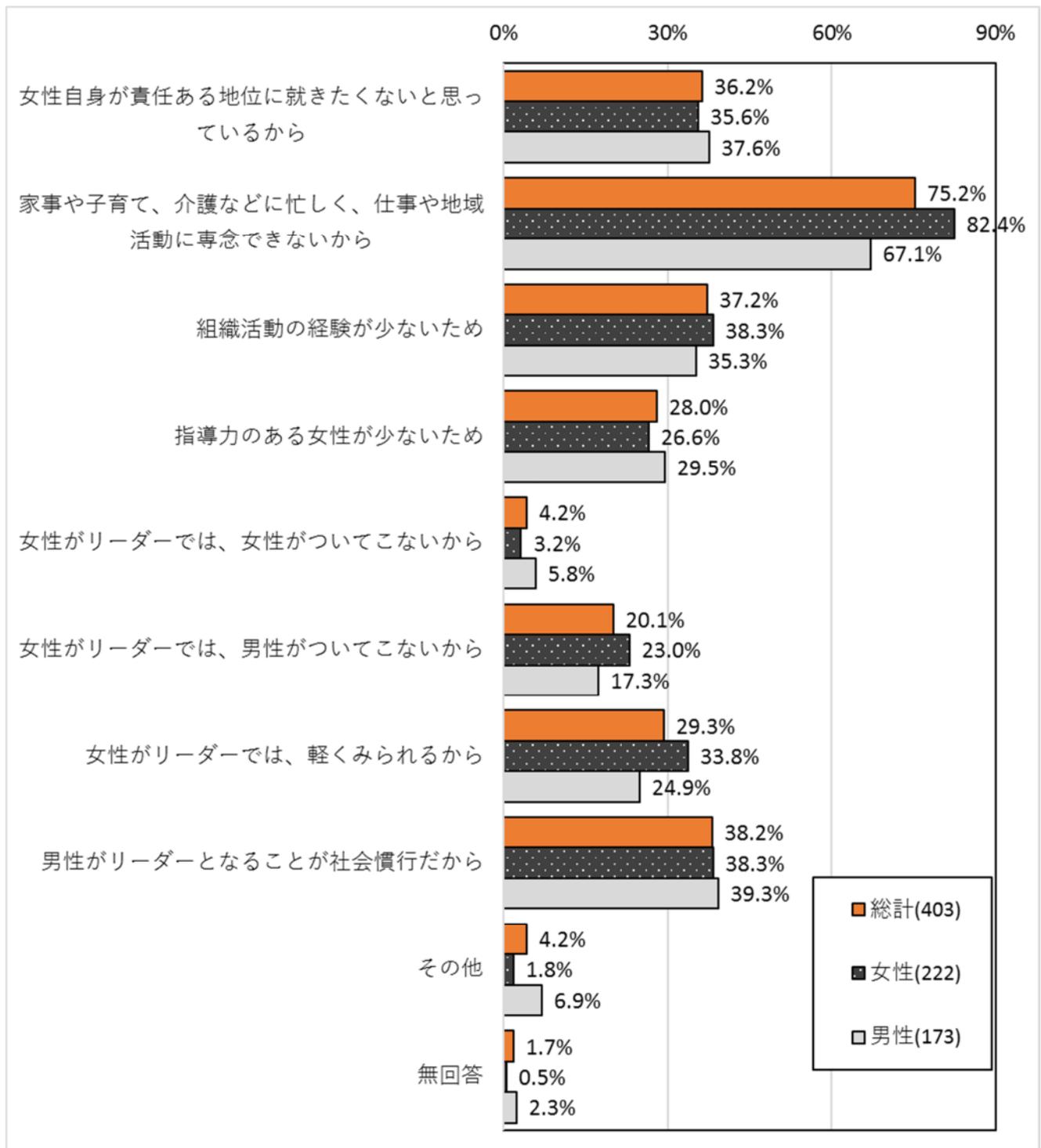
行政・地域・企業等における女性参画を推進し、多様性に富んだ環境をつくるための取組を行うことが必要です。

図表Ⅱ-1-(1)：館山市の審議会等における女性委員割合推移



館山市・千葉県・内閣府の調査結果

図表Ⅱ－１－（２）：女性のリーダーが少ない要因について



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査

(施策1) 行政における方針決定過程への女性参画の推進 **重点施策**

事業名	事業内容	担当課等
市女性職員の人材育成及び管理職等への登用推進	市女性職員がライフプラン・キャリアパスを描きやすくするため、各種研修等の機会を充実するほか、将来的な女性管理職割合の増加を目指し、全女性職員を対象に、採用時から管理職等への登用を意識したキャリア形成や研修を進め、管理職等への登用を推進します。	総務課
館山市「女性職員活躍推進に関する特定事業主行動計画」の推進	女性職員活躍推進に関する特定事業主行動計画に従い、目標達成に向けた環境づくりを推進します。	総務課
審議会等における女性委員登用の推進	委員登用基準の見直しを含め、女性委員の積極的な登用を促すとともに、会長職等への女性リーダー登用についても、慣行にとられない意識改革を推進します。	市民協働課
審議会等における委員公募の促進	多様な視点、発想を取り入れるため、審議会等における委員公募を促進します。	市民協働課 総務課

(施策2) 地域・企業等における方針決定過程への女性参画の促進 **重点施策**

事業名	事業内容	担当課等
女性リーダーの育成と方針決定過程への積極的な登用の促進	女性が経済分野における方針決定過程に参画できるよう、リーダーの育成とリーダーへの登用促進について、啓発活動を行います。	市民協働課 雇用商工課
女性活躍推進法への理解促進と女性の能力発揮の支援	女性が能力を発揮し、希望する仕事等ができるような制度や環境づくりについて、周知及び理解促進を図ります。	市民協働課 雇用商工課
固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動における男女共同参画の推進	慣習や固定観念にとらわれず、男女が共に積極的に地域活動を取り組んでいけるよう、意識啓発を行います。	市民協働課

課題2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

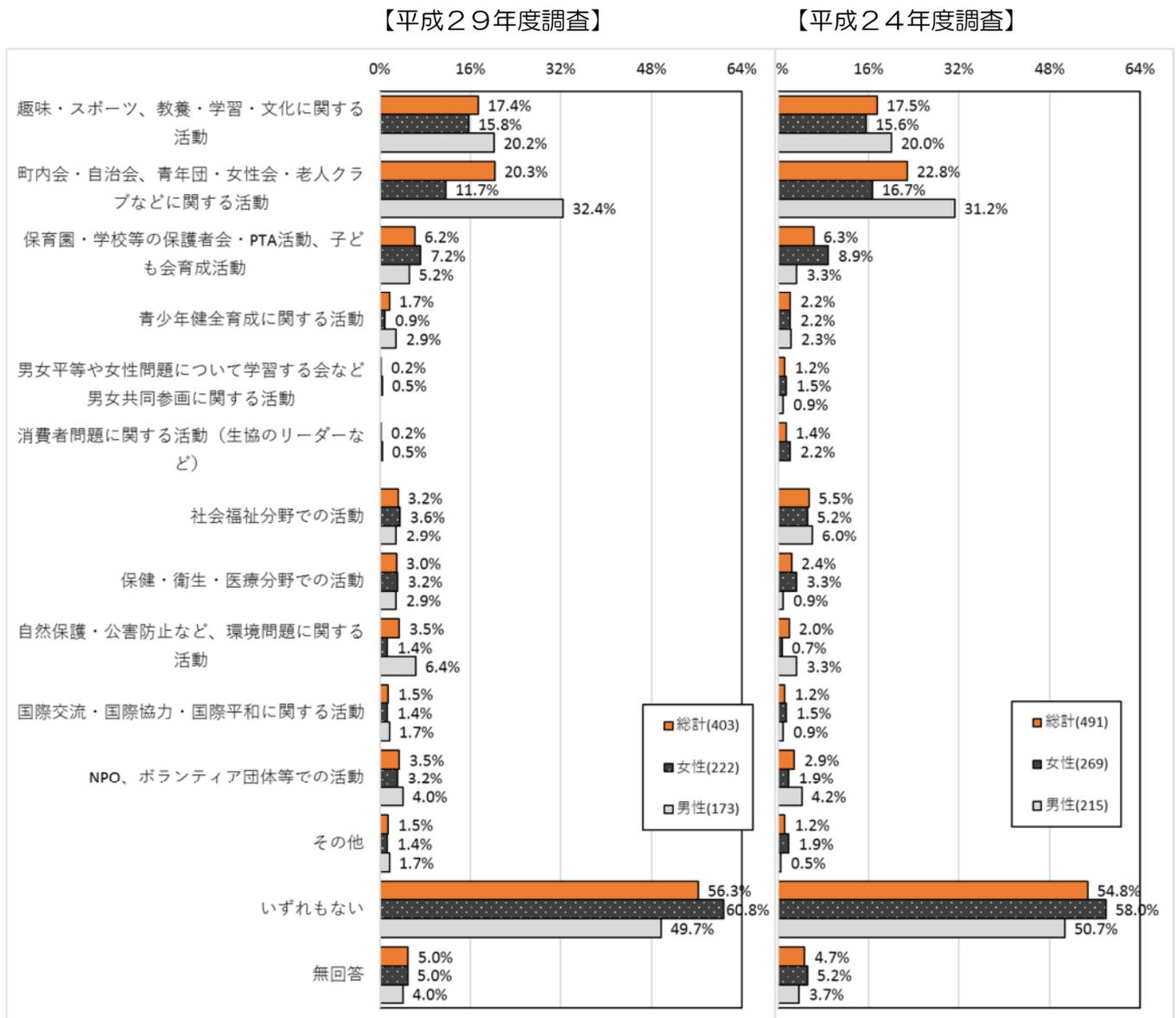
【現状と課題】

「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、地域活動への参画状況を尋ねたところ、「いずれもない」とした人の割合が56.3%と最も高くなりました。性別内訳をみると、男性は49.7%と前回調査に比べ1%低下した一方、女性は60.8%と、平成24年度の前回調査に比べ2.8%増加しており、地域活動に携わっていない女性が増えていることがわかりました。

また、防災・災害復興対策に関する取組・活動において、より女性の活躍が必要だと思ふことを尋ねたところ、「避難所機能の充実に向けた検討」が41.9%、うち女性の回答割合が45.5%と最も多くなりました。

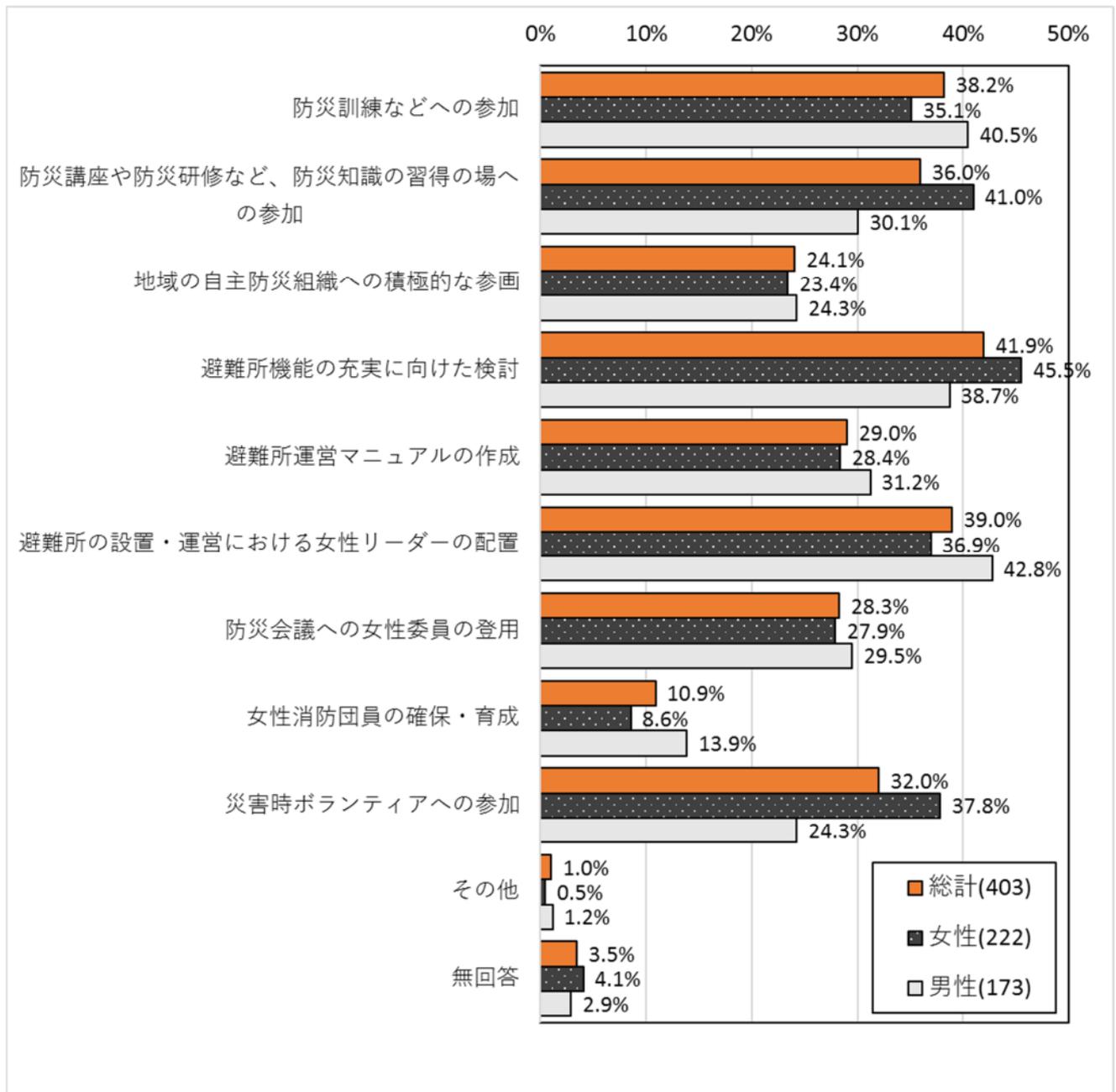
少子高齢化の進行などによる社会構造の変化により、今後のまちづくりには地域の主体的な活動が欠かせなくなってくると考えられます。そのため、男性も含め、皆が趣味や特技を活かし、地域活動に参画できる環境づくりが必要です。さらに、災害発生時においても、皆がそれぞれの長所を活かし、様々な立場の人が快適に過ごせる避難所運営を行うことや、要配慮者・避難行動要支援者等、いわゆる災害弱者へのきめ細やかな配慮が求められています。

図表Ⅱ-2-1(1)：地域活動への参画状況について



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査

図表Ⅱ-2-1(1)：防災・災害復興対策における女性の活躍について



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査

(施策1) 地域活動における男女共同参画の推進 **重点施策**

事業名	事業内容	担当課等
ボランティア活動等に関する情報提供と積極的な参画推進	多様な主体・多様な考え方による地域活性化を実現するため、ボランティア活動等の情報提供と参画推進を行います。	市民協働課

(施策2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

事業名	事業内容	担当課等
防災計画の見直しや避難所運営に関する女性参画の推進	「館山市地域防災計画」の見直しや避難所運営マニュアルの策定にあたっては、積極的に女性の参画を促し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。	危機管理課
要配慮者・避難行動要支援者等を考慮した災害対策の整備	「館山市地域防災計画」等に基づき、高齢者・障害者・乳幼児や外国人などの要配慮者・避難行動要支援者を考慮した災害対策を整備します。	危機管理課
女性や子育て世代に配慮した生活用品の備蓄推進	「館山市地域防災計画」等に基づき、女性や子育て世代、その他要配慮者等が災害発生時も安心して生活できるよう、必要な生活用品の備蓄を推進します。	危機管理課
女性防災リーダーの積極的な登用の促進	女性防災リーダーを積極的に登用し、防災分野への女性参画を促進します。	危機管理課

課題1 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

平成29年3月に内閣府から公表された「主に男性の家事・育児等への参画に向けた仕事と生活の調和推進のための社内制度・マネジメントのあり方に関する調査研究報告書」によれば、全国の回答企業数157社のうち、「生産性の向上・企業業績の向上や女性従業員の活躍推進のため職場の風土改革に取り組んでいる」とした企業は全体の60%、「フレックスタイム制度や在宅勤務等の柔軟な働き方・勤務体制に取り組んでいる」とした企業は全体の63%であり、半数以上の企業が職場での男女共同参画推進に取り組んでいることがわかりました。

一方、「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、仕事と家庭の両立のため必要な環境整備について尋ねたところ、男女合計で最も高かったのは「地域の保育所や学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」でした。また、「代替要員の確保など、育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境を整備すること」「育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援を充実すること」なども割合が30%を超え、経済的支援や制度整備に関するニーズが依然として高いことがわかりました。

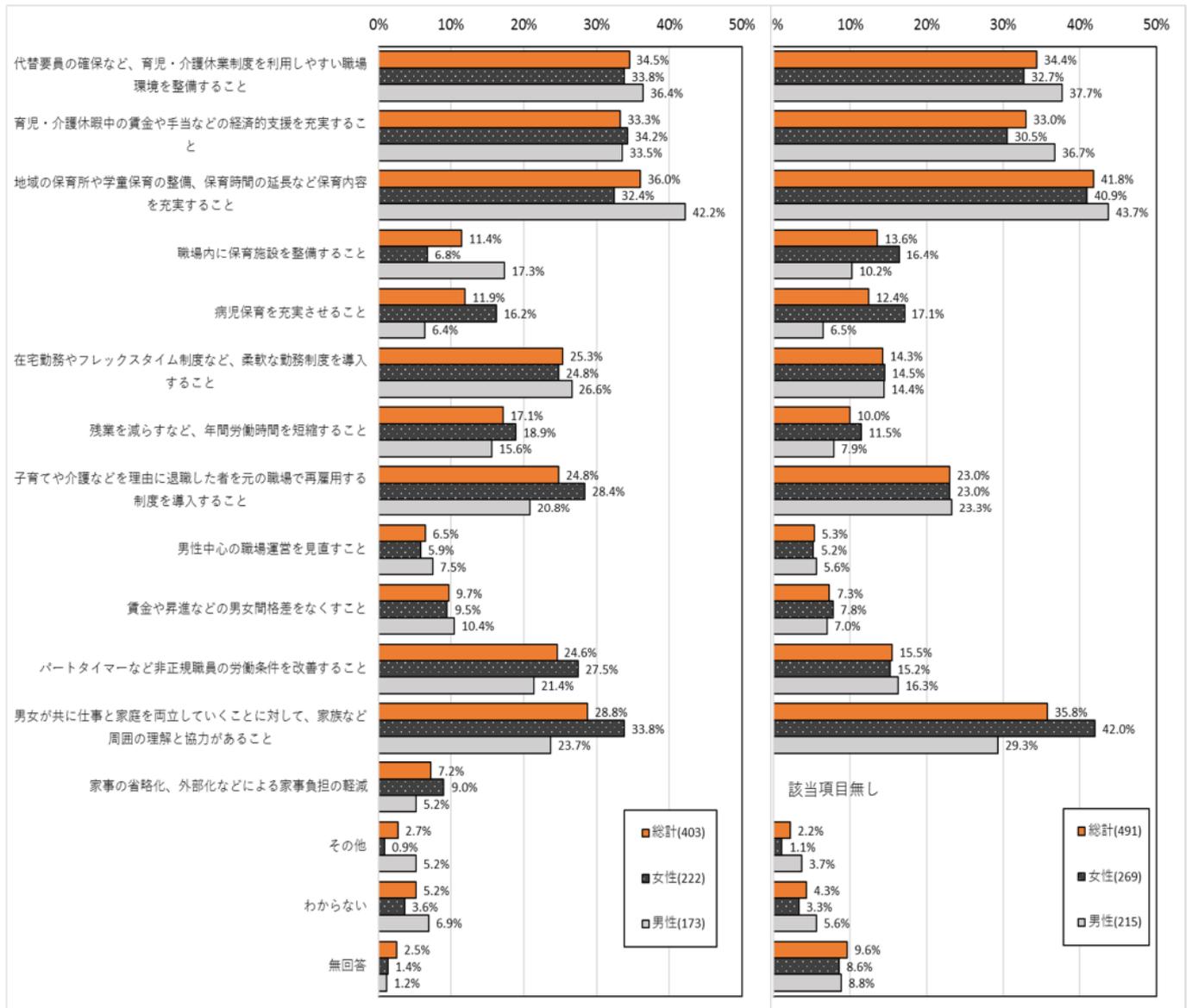
また、「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対して、家族など周囲の理解と協力があること」を選んだ人の割合は、男女合計で28.8%、特に女性では33.8%と、男性と比べて10.1%高く、家族の理解と協力といったソフト面の意識改革を望む声も多く見られました。

働く場における男女共同参画を推進するためには、職場や事業者の意識改革や制度の見直し、再就職を希望する方への支援などに取り組む必要があります。

図表Ⅲ－１－（１）：仕事と家庭の両立のため必要な環境整備について

【平成29年度調査】

【平成24年度調査】



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査

（施策1）雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の推進

事業名	事業内容	担当課等
事業者に対する男女共同参画関連法・制度の理解促進と意識啓発活動の実施	男女共同参画及び女性活躍推進に関する各種法律・制度について、市内事業者に対し意識啓発を行います。	市民協働課 雇用商工課
働く女性の妊娠・出産・子育てに関する制度の理解促進と雇用の場での意識改革の推進	妊娠・出産・子育てに関し、利用可能な休業制度の周知と、制度を積極的に活用できるような意識改革を推進し、女性が継続して働き続けられる環境づくりに取り組みます。	市民協働課 雇用商工課
事業者を対象としたセミナーや意見交換会の実施	市内事業者を対象に、女性活躍推進の分野で活躍する第一人者や法制度の専門家などを講師としたセミナー及び意見交換会を実施します。	市民協働課 雇用商工課

（施策2）農水産業・自営業等の分野における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課等
関係機関・関係団体との連携による事業支援の強化	関係機関・団体と連携し、安定的な事業経営を支援し、多様な雇用環境の維持・継続に努めます。	雇用商工課
商工・農水関連団体と連携した意識啓発活動の推進	農漁業や商工業に関連する団体と連携し、生産者や事業者における従来の慣行・慣習の見直しを図り、男女共同参画の意識啓発に努めます。	市民協働課 雇用商工課 農水産課
農水産業における新たな担い手の育成・確保	農水産業の持続的な発展のため、その新たな担い手として、新規就農を希望する女性や若者、移住者など、多様な人材の育成・確保を図ります。	農水産課
農家における家族経営協定の普及促進及び組織的な営農スタイルの推進	家族で農業経営にたずさわる各世帯員が意欲とやりがいをもって経営に参画できるよう、家族経営協定の普及を図るとともに、農業法人化や地域ぐるみの組織的な営農スタイル導入を推進するにあたり、女性の積極的な参画を促します。	農水産課
起業・創業支援の推進	ワンストップ相談窓口の設置、創業支援セミナーの開催や起業支援補助金などを通じ、起業・創業したいと思う方を支援します。	雇用商工課

（施策3）女性の再就職希望者に対する支援

事業名	事業内容	担当課等
ハローワーク等と連携した情報提供の強化	ハローワーク等と連携し、働きたい女性のニーズにこたえた求職セミナーの開催や求人情報の提供などを実施します。	雇用商工課
再就職支援セミナーの実施	結婚・出産・育児等の理由で離職した女性で、再就職を希望している方を対象に、再就職に向けた準備や環境づくりを支援するセミナーを実施します。	雇用商工課 市民協働課
就業相談の充実及び就労支援の推進	ハローワーク等と連携し、育児中の女性等が相談しやすい体制の整備を図り、就労支援を推進します。	雇用商工課

（施策4）多様な働き方に対する支援

事業名	事業内容	担当課等
多様な働き方に関する情報提供	それぞれの状況に応じた様々な雇用形態や求人について、地域の雇用ニーズをとらえた求人・求職のマッチング強化など、ハローワーク等と連携し、情報提供します。	雇用商工課
新たな雇用の場の創出	多様な職種を選択できるように雇用対策を推進し、安定した雇用の場の創出に努めます。	雇用商工課

課題2 ライフステージに応じた生活と仕事の調和

【現状と課題】

労働政策研究・研修機構が公表した「データブック国際労働比較2022」によれば、日本人の長時間労働者（週に49時間以上働く人）の割合は、主要国と比較すると、20ヶ国中5番目に高く、2020年の調査時点では15%となっています。また、長時間労働者の割合が高い国と比較すると、男女で差が大きくなっており、男性が21.5%なのに対し、女性は6.9%という状況です。

また、平成29年3月に内閣府から公表された「主に男性の家事・育児等への参画に向けた仕事と生活の調和推進のための社内制度・マネジメントのあり方に関する調査研究報告書」によれば、68%の企業が「男性従業員に対する仕事と家庭（育児・介護）の両立支援関連制度の充実・利用促進に取り組んでいる」としており、46%の企業が「従業員の能力・スキル向上のため、働き方・意識改革を通じた従業員の自己啓発や地域活動参画の支援」に取り組んでいると回答しました。

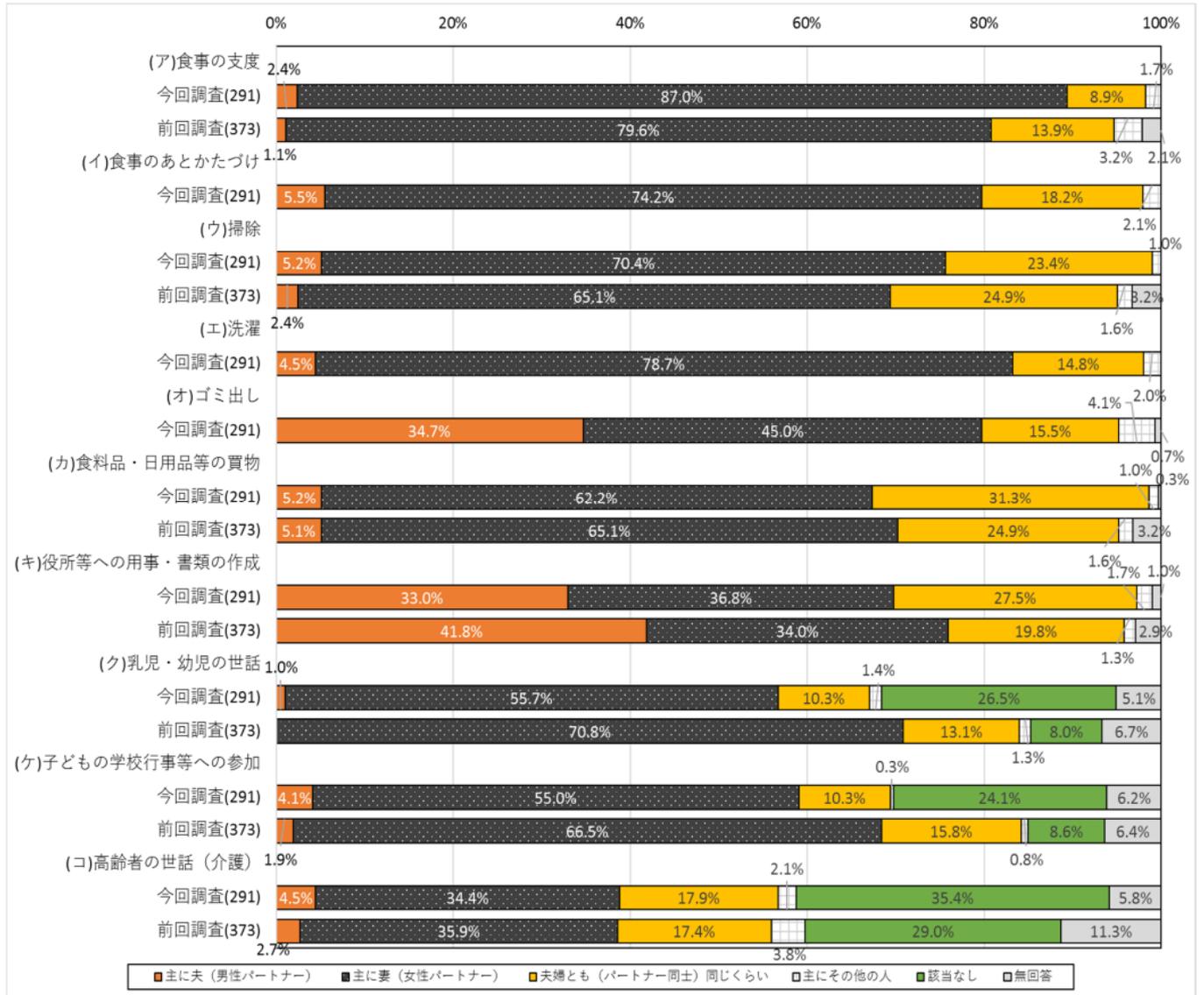
一方、近年では子育てのほか、家族の介護のために離職せざるを得ず、仕事をしなくてもできない人が増えています。

「館山市男女共同参画市民意識調査」の中で、女性が働き続けるうえでの障壁を尋ねたところ、「仕事と家事の両立が難しいこと」の54.8%を筆頭に、「長く働き続けられるような職場の条件や制度が不十分なこと」「子どもや病人、高齢者の世話が女性だけに任されていること」や「職場での結婚や出産、育児を支援する制度や雇用主の理解が不十分なこと」などが45%を超える高い割合となりました。特に、「子どもや病人、高齢者の世話が女性だけに任されていること」については、女性が58.1%に対し、男性が31.2%と、性別により大きな開きが生じています。

また、家庭における家事等の役割分担を尋ねたところ、以下の「図表Ⅲ-2-(1)」に掲げたとおりの結果となりました。内容をみると、ほぼ全ての項目において、「主に妻（女性パートナー）が行う」とした割合が圧倒的に大きく、家事全般を妻（女性パートナー）が担っている事実が浮き彫りになりました。これらのことから、結婚またはパートナーと同居している世帯では、家事等について女性がそのほとんどを担っていることがわかりました。

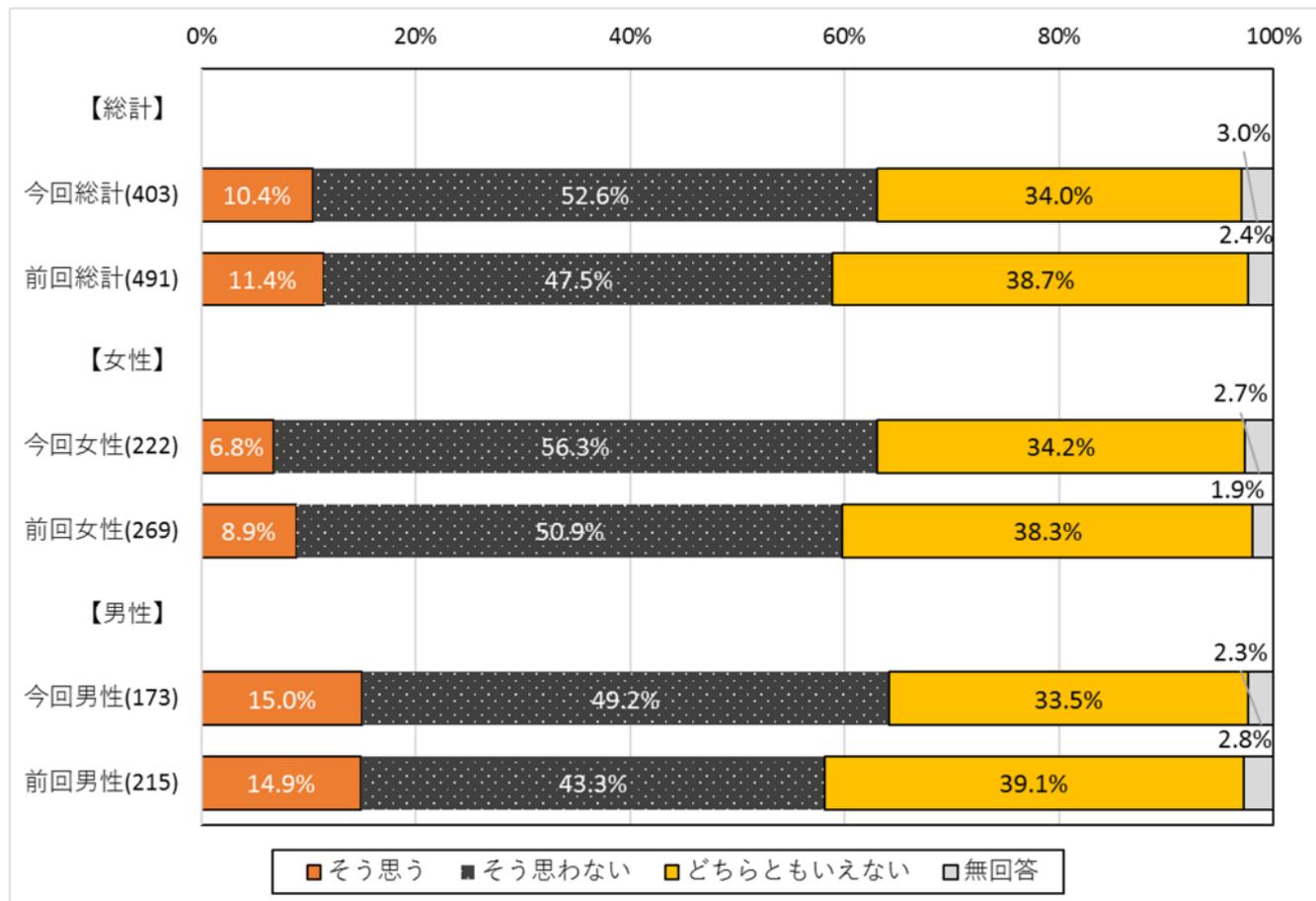
性別や年齢、立場の違いに関わらず、皆が家庭生活、趣味や地域活動などを充実させ、豊かな将来を築いていくためには、仕事や家事分担に関する意識改革とそれを促す制度改正等により、男女が共に協力し合い、ワーク・ライフ・バランスを充実させる必要があります。

図表Ⅲ－２－（１）家庭における家事等の役割分担



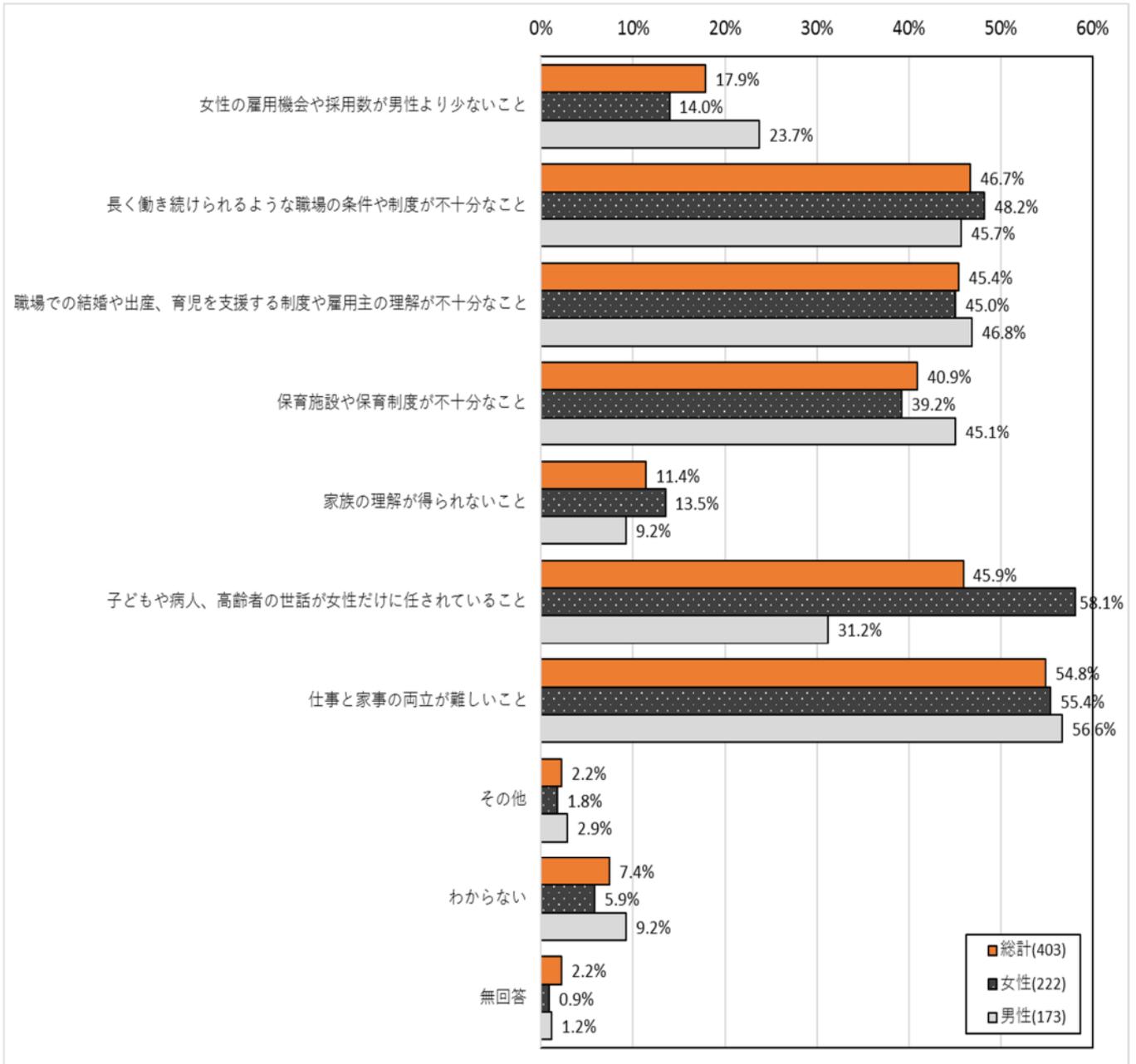
平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査

図表Ⅲ－２－（２）「男は仕事、女は家庭」についての考え方（そう思うか、思わないか）



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査

図表Ⅲ－２－（３）女性が働き続ける上での障壁



平成29年度館山市男女共同参画市民意識調査

(施策1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進 **重点施策**

事業名	事業内容	担当課等
ワーク・ライフ・バランスの普及促進	いきいきと働き、豊かな家庭生活を送れる環境づくりとして、男性の家事・育児・介護参加の促進やその意義を浸透させるための取組を実施します。	市民協働課 雇用商工課
男性の働き方に関する意識改革の推進	従来男性を中心とした働き方の慣行を見直し、長時間労働の縮減や育児休業等の取得推進など、誰もが働きやすい環境づくりを、市内事業者等に対し啓発します。	市民協働課 雇用商工課
市職員の働き方改革の推進	時間外勤務の縮減や男性の育児休暇取得推進など、柔軟な働き方ができる環境づくりに取り組みます。	総務課

(施策2) 妊娠・出産・子育てに関する情報提供と相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課等
妊娠・出産に関する正しい知識の啓発	自らのライフプランを考えるきっかけづくりとして、若者世代を中心に、妊娠・出産に関する正しい知識を啓発するとともに、ファミリー学級をはじめとした各種機会をとらえ、父母共に妊娠・出産に関する正しい理解と不安解消を図り、男女共同参画による育児を促進します。	健康課
「元気な広場」「出張子育てひろば」の充実	子育て親子の交流と、子育てについての相談や情報提供を通じて子育て支援を行う「元気な広場」及び「出張子育てひろば」の充実を図るとともに、男女共同参画に基づき、父母・祖父母等が性別、年齢にかかわらず気軽に利用しやすい環境づくりを推進します。	こども課
妊娠・出産・子育てに関する相談体制や情報提供の充実	妊娠・出産・子育てについて一貫した支援を行うため、各種相談窓口の連携と相談体制の充実に努めます。また、子育て支援として、利用者支援員を配置し、各家庭のニーズに合わせて必要に応じた制度等を選択・利用できるよう、情報提供や支援を行います。	こども課 健康課
子育てサークルの活動支援	子育て親子のために活動しているサークルに対し、情報提供や相談などを通じた活動支援を行います。	中央公民館 こども課

(施策3) 子育てしやすい環境づくりの推進

事業名	事業内容	担当課等
保育園・こども園・幼稚園における保育サービスの充実	延長保育や土曜保育、預かり保育の充実を図るとともに、私立保育園に対する運営支援を行います。	こども課
病児・病後児保育の充実	市内医療機関に委託して実施している病児・病後児保育の充実と事業の周知を図ります。	こども課
学童保育の充実	留守家庭児童の健全育成と安全確保のため、安定的で質の高い学童クラブの充実に努めます。	こども課
ファミリーサポートセンター事業の推進	育児の相互援助活動を支援するファミリーサポートセンター事業を推進するとともに、会員向けの講習会や交流会を通じた地域の子育て支援ネットワークの拡充に努めます。	こども課
保育園・幼稚園・こども園の整備、安全対策の充実	園児の安全を確保するため、施設の計画的な整備を行うとともに、食物アレルギー対策や防犯・防災対策の強化など、安全対策の充実を図ります。	こども課
幼児教育・保育の充実	こども園化を検討するとともに、保育園・幼稚園・こども園の幼児教育及び保育の質的向上を図ります。	こども課
子育て家庭への支援の充実	中学3年生までの子ども医療費給付事業を継続し、子育て家庭の経済的負担軽減と子どもの保健の向上を図ります。	社会福祉課

(施策4) 社会全体での介護支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
地域で高齢者を支える体制づくりの推進	地域ボランティアとの協働による高齢者支援や高齢者見守り支援事業の推進などを通じ、地域全体で高齢者を支える体制作りを進めます。	高齢者福祉課
介護者に対する支援体制の充実	家族介護者への慰労金や介護用品の支給、介護者同士の交流の場となる「介護家族のつどい」活動の支援などを通じ、介護者に対する支援体制の充実を図ります。	高齢者福祉課
介護休業制度の周知	関係機関と連携し、市内事業者等に対し、介護休業制度の周知を図り、制度を利用しやすい環境づくりに努めます。	市民協働課 雇用商工課
介護・看護に関する男女共同参画意識の啓発	介護・看護分野における固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が等しく責任分担して協力しあえる意識づくりを行います。	市民協働課

基本目標Ⅳ 男女が共に自立して安心して暮らせるまちづくりの推進

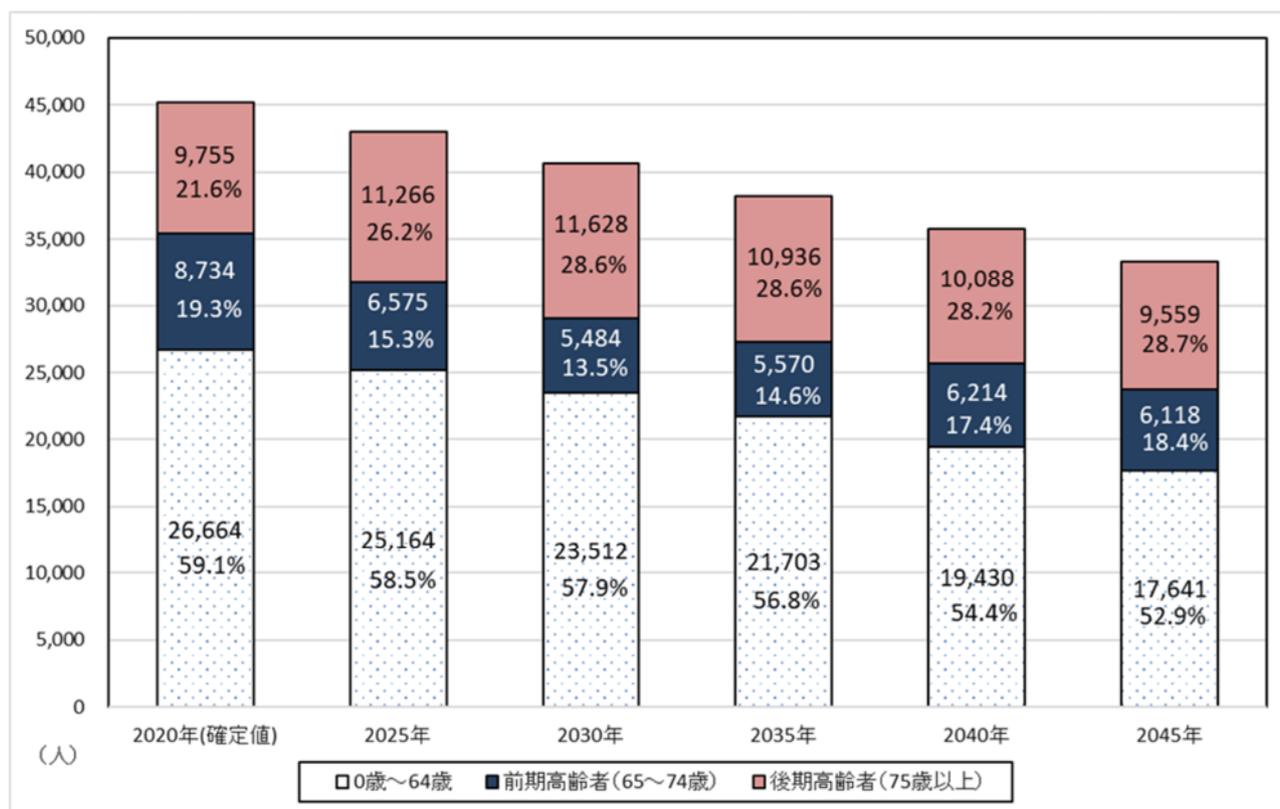
課題1 誰もが安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

館山市の人口は減少し、同時に少子高齢化が進んでいます。人口推計によれば、2020年（令和2年）の国勢調査時点での高齢化率（65歳以上の人口割合）は40.9%となっていますが、その後も増加すると予想されています。

今後、割合が増え続ける高齢者の自立支援、社会参加の促進が急務となります。また、多様化する社会状況を踏まえ、外国人、障害者やひとり親家庭など、困難な状況に置かれやすい立場の人たちへの配慮も欠かせません。性別や年齢、立場に関わらず、誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められています。

図表Ⅳ－1－（1）：館山市の将来人口推計



国立社会保障・人口問題研究所調査データ及び2020年（令和2年）国勢調査実施結果

(施策1) 高齢者・障害者の自立支援、社会参加の促進

事業名	事業内容	担当課等
高齢者支援サービスの周知と利用促進	複雑化する高齢者への各種サービスについて、適切なサービスの利用ができるよう、多様な機会をとらえた積極的な情報提供と相談活動により、周知及び利用促進を図ります。	高齢者福祉課
障害福祉サービスの充実	障害者総合支援法に基づき、障害者の状況に応じた各種福祉サービスが適切に提供できるよう努めます。	社会福祉課
高齢者の社会参画・生きがい活動の促進	高齢者の就労、社会参画、生きがいづくりを促進するため、シルバー人材センターへの支援や生涯学習・生涯スポーツ・レクリエーション活動等を行う関係団体の活動支援を通じ、各種機会の提供を図ります。	高齢者福祉課 生涯学習課 スポーツ課
シニア世代の多様な働き方に関する情報提供	シルバー人材センターを支援し、高齢者の能力を活かした社会参画を推進するとともに、ハローワーク等と連携し、多様化するシニア世代の就労ニーズへの対応や就労機会の提供に努めます。	高齢者福祉課 雇用商工課
障害者の社会参加の促進	ハローワーク等と連携し、就労機会の提供に努めるとともに、福祉的就労の促進を図ります。また、福祉タクシーの利用助成による外出支援や各種福祉手当の支給、障害者団体に対する支援等により、障害者の社会参加の促進を図ります。	社会福祉課
世代間・地域間交流の促進	各種ボランティアや市内小中学校の支援を目的としたマイスクールボランティア事業、放課後子ども教室事業など、知識や経験を活かし、子どもたちと交流できる機会、地域社会に貢献できる機会を周知し、世代間・地域間交流の促進に努めます。	高齢者福祉課 生涯学習課 教育総務課
高齢者の交通安全対策の推進	関係機関と連携し、高齢者向けの交通安全教室等を実施し、高齢者の交通安全意識の向上を図ります。	市民協働課
外出・移動手手段の確保・維持	あらゆる人が外出・移動に困らないよう、公共交通等の移動手手段の確保・維持に努めます。	企画課

(施策2) ひとり親家庭への支援

事業名	事業内容	担当課等
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭に対し、医療費の助成や児童扶養手当等の支給、福祉資金貸付等により、経済的支援を行います。	社会福祉課
民生児童委員等による相談体制の充実	ひとり親家庭の把握に努めるとともに、民生児童委員や母子・父子自立支援員等による相談体制を充実させます。	社会福祉課

(施策3) 外国人が安心して暮らせるまちづくりや国際的な視点に立った相互理解の推進

事業名	事業内容	担当課等
市内在住の外国人に対する相談体制の整備	市内在住の外国人が安心して生活できるよう、英語での相談体制の整備を行います。	市民協働課
外国語表記による情報発信の推進	英語版ホームページにおいて情報発信に努めるとともに、案内表示や看板設置、パンフレット作成等に際しては、外国語表記を推進します。	市民協働課
国際交流の推進	館山国際交流協会の活動を支援し、姉妹都市であるアメリカ・ベリンハム市、オーストラリア・ポートスティーブンス市等と市民レベルでの交流を推進します。	市民協働課
国際理解教育の推進	小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、国際感覚豊かな児童生徒の育成に取り組むとともに、国際化推進員の活用による市民の国際文化理解を推進します。	教育総務課 市民協働課

課題2 心とからだの健康づくりの推進

【現状と課題】

性別や年代などに関わらず、どのような立場の人も、元気でいきいきと活躍するためには、健康であることが基本です。皆が生涯を通じて健康で生活するためには、身体的性差やライフステージに応じ、適時適切な健（検）診や健康相談の受診等予防活動の充実、また、身体活動・運動を通じた健康づくりが欠かせません。

現在、館山市では様々な取組を実施していますが、これらを更に充実させ、市民の健康づくりを推進する必要があります。

（施策1）生涯にわたる健康づくりの支援

事業名	事業内容	担当課等
生活習慣病や感染症等の予防活動の充実	各種健（検）診の受診率や予防接種実施率を高め、生活習慣病や感染症等の予防活動を充実させます。	健康課
地域ぐるみによる健康増進活動の推進	保健推進員による母子保健、健康増進、生活改善などの調査や相談を推進するとともに、「たてやま健幸ポイント」事業の推進などにより、地域全体での健康増進活動を推進します。	健康課
コミュニティ医療の推進	多様化する健康・福祉・医療の課題に対し、市民や医療・福祉関係者、行政が連携し、市民の健康寿命を延ばすために、市民の健康や幸せを地域全体で支えあう「コミュニティ医療」を推進します。	健康課
介護予防・認知症予防の推進	社会福祉協議会や生活支援コーディネーター等と連携し、各地域での介護予防活動やサロン活動を支援します。また、認知症サポーターやキャラバンメイトの養成などにより、地域における認知症への関心を高め、地域ぐるみで認知症予防に取り組みます。	高齢者福祉課 健康課
生涯スポーツの機会提供	「館山ファミリースポーツクラブわかしお」や各種スポーツ団体の活動支援及び各種スポーツ大会の開催などを通じ、スポーツに親しむ機会を提供し、市民の健康・体力の保持増進を図ります。	スポーツ課

第4期館山市男女共同参画推進プラン指標一覧

基本目標	指標名	参考 (H30年3月)	現状値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課
I 人権の尊重と男女共同参画への理解促進	「社会全体の中で」男女の地位が平等になっていると思う人の割合	14.9%	調査未実施	30%以上	市民協働課
	女性の権利、DVに関する法制度の認知度 ・男女共同参画社会基本法 ・男女雇用機会均等法 ・女子差別撤廃条約 ・DV防止法	41.7% 80.1% 23.3% 75.2%	調査未実施	全項目増加を目指す	市民協働課
	広報や市ホームページにおける男女共同参画関連情報の掲載	年間1回未満	2回	年間2回以上	市民協働課
	男女共同参画に関するセミナーや意見交換会の実施回数	年間1回未満	0回	年間1回以上	市民協働課
	「学校教育の場で」男女の地位が平等になっていると思う人の割合	51.6%	調査未実施	60%以上	市民協働課
	地域活動にまったく参加していない人の割合	56.3%	調査未実施	45%以下	市民協働課
	高齢者見守りネット協定数	75	76	100協定	高齢者福祉課
	以下の事柄について人権侵害だと感じる人の割合 ・売春・買春・援助交際 ・痴漢等のわいせつな行為 ・配偶者またはパートナーからの暴力 ・職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）	52.4% 73.9% 74.7% 74.7%	調査未実施	各項目増加を目指す	市民協働課
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の割合	26.64%	28.3%	35%以上	市民協働課
	審議会等における女性リーダー（会長・副会長等）の割合	16.3%	12.5%	20%以上	市民協働課
	管理・監督職における女性職員の割合	23.3%	31.1%	40%以上	総務課
	女性防災リーダーの人数	12人	12人	増加を目指す	危機管理課
III 仕事と家庭の両立ができる環境づくり	事業者を対象とした男女共同参画に関するセミナーや意見交換会の実施回数	0	0回	年間1回以上	雇用商工課
	再就職支援セミナーや意見交換会の実施回数	0	0回	年間1回以上	雇用商工課
	認定新規就農者数	2人	2人	5カ年累計延べ12人以上	農水産課
	起業・創業支援者数	32人	34人	5カ年累計延べ150人以上	雇用商工課
	ワーク・ライフ・バランスの認知度	34.0%	調査未実施	60%以上	市民協働課
	「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」と考える人の割合	52.6%	調査未実施	60%以上	市民協働課
	母子健康手帳アプリのユーザー数	120人	369人	700人	健康課
	出張子育て広場の実施箇所数	2ヶ所	3ヶ所	3ヶ所以上	こども課
	ファミリーサポートセンター会員数	450人	513人	550人以上	こども課
	地域ケア会議の開催地区数	52	22	全155地区	高齢者福祉課
広報や市ホームページにおける女性活躍推進に係る各種支援制度、関係法令等情報の掲載	年間1回未満	0回	年間1回以上	市民協働課	
IV 男女が共に自立して安心して暮らせるまちづくりの推進	シルバー人材センター業務受注件数	1,673件 (H28)	1,211件	2千件以上	高齢者福祉課
	民生・児童委員の定数充足率	100%	97.3%	100%	社会福祉課
	新規設置案内看板の外国語併記割合	不明	100%	100%	市民協働課
	特定健康診査受診率	35.9% (H28)	19.2% (R2)	45%	健康課
	思春期ふれあい体験事業の実施率	100%	未実施	100%	健康課

第4部 プランの推進体制

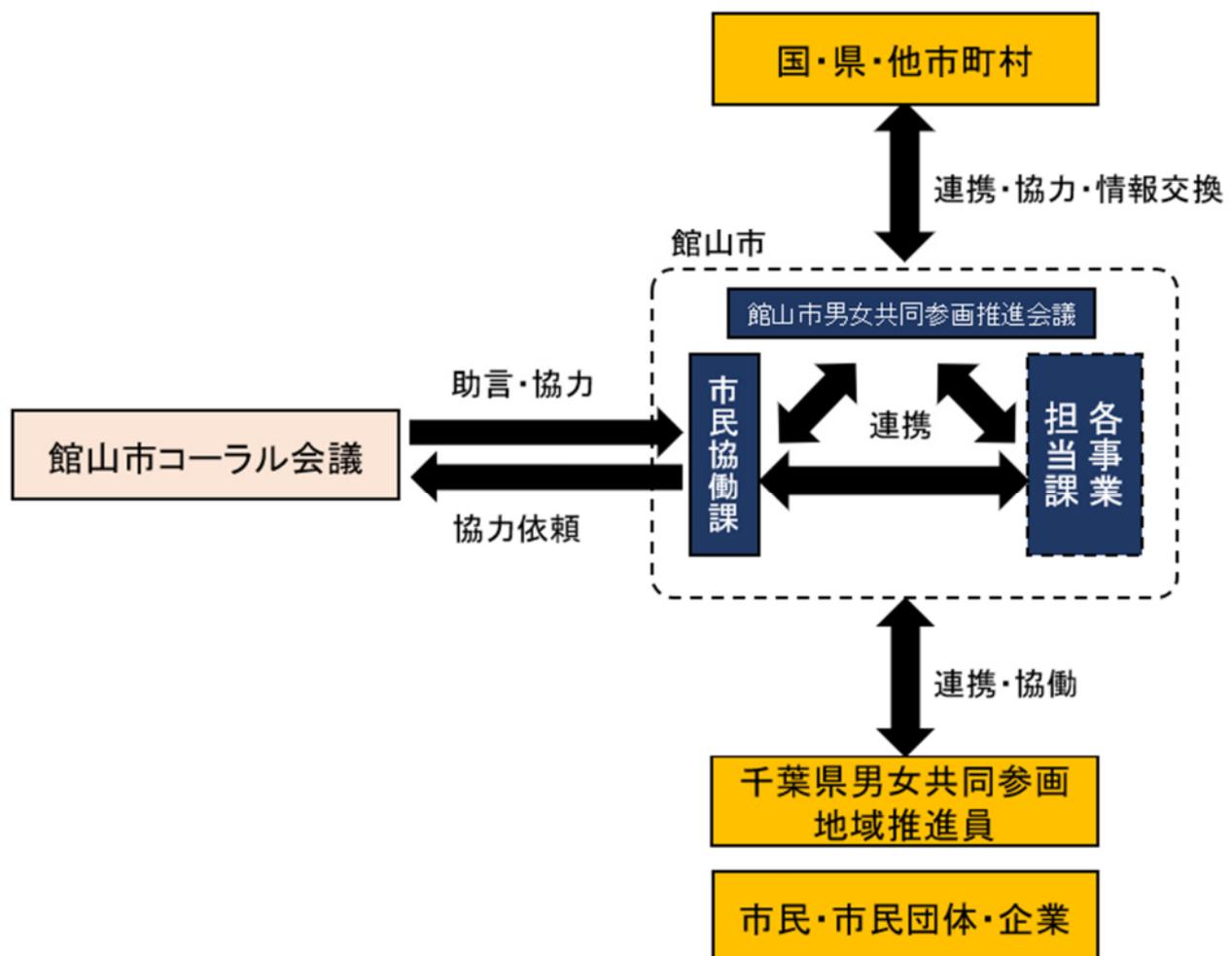
1 行政における推進体制

男女共同参画に関する施策は、様々な分野にわたるものであることから、市役所内部の総合的な組織である「館山市男女共同参画推進会議」を中心に、部署の垣根を越えた情報共有等、連携の強化を図ります。また、有識者や市民の代表により構成されている「館山市コーラル会議」にアドバイスをもらいながら、より良い男女共同参画施策、プランの策定や進行管理を実施します。

2 様々な主体との連携

館山市全体で男女共同参画を推進するためには、市役所内部のみならず、様々な主体と連携し、協働していく必要があります。国や県と情報交換等を通じ連携を強化していくとともに、市民・市民団体や企業等との連携体制を築き、本プランで定めた将来像の達成に向け、互いに男女共同参画の推進に努めます。また、「千葉県男女共同参画地域推進員」と連携し、推進員が実施する各種事業に協力します。

【推進体制イメージ図】



3 点検・評価

プランに定めた各施策の進捗状況や指標の達成状況について、毎年度評価を行います。なお、点検・評価の結果については、館山市男女共同参画推進会議や館山市コーラル会議などで報告し、意見聴取を行うとともに、次期事業計画策定の参考とします。また、館山市ホームページ等で結果を公開し、市民への情報提供に努めます。



資料1 プランの策定経過

【策定時】

	日 時	会議名等	会議内容等
2017年 (平成29年)	4月26日～5月14日	館山市男女共同参画 市民意識調査実施	
	5月30日	平成29年度第1回 館山市コーラル会議	館山市長から諮問 プラン策定方針、進め方等について
	10月3日	平成29年度第2回 館山市コーラル会議	市民意識調査の結果について プランの体系案について
	12月14日	平成29年度第3回 館山市コーラル会議	県のアドバイザーを招いての講義 プランの事業案、指標案等内容について
2018年 (平成30年)	1月15日～1月26日	市役所内各課に内容照会	プランの素案内容に関する確認依頼
	2月8日	館山市男女共同参画推進会議	プランの素案について
	2月15日	平成29年度第4回 館山市コーラル会議	プランの素案について 今後の策定スケジュールについて
	3月1日～3月15日	プランに関する パブリックコメント実施	
	3月22日	館山市男女共同参画推進会議	パブリックコメントの結果について
	3月27日	館山市コーラル会議から答申	

【中間見直し時】

	日 時	会議名等	会議内容等
2022年 (令和4年)	6月29日	令和4年度第1回 館山市コーラル会議	館山市長から諮問 プラン中間見直し方針、進め方等について
	7月7日	館山市男女共同参画推進会議	プラン中間見直し版に係る確認について
	9月8日～9月26日	市役所内各課に内容照会	プラン中間見直し版の素案内容に関する確認依頼
	10月25日	令和4年度第2回 館山市コーラル会議	プラン中間見直し版の素案について
	11月24日	館山市男女共同参画推進会議	プラン中間見直し版の素案について
	11月24日～12月7日	市役所内各課に内容照会	プラン中間見直し版の素案について
2023 (令和5年)	1月18日	令和4年度第3回 館山市コーラル会議	プラン中間見直し版の原案について
	2月8日～2月28日	プラン中間見直しに関する パブリックコメントの実施	
	3月16日	館山市コーラル会議から答申	

資料2 館山市附属機関設置条例（抜粋）

昭和42年3月23日条例第13号

（目的）

第1条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

（附属機関の定義）

第2条 附属機関とは地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定により設置され市長の諮問に応じて審査又は調査をするための機関をいう。

（設置）

第3条 本市に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第4条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第5条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、市長の諮問に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の運営等）

第7条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

（特例）

第8条 この条例の規定にかかわらず法第138条の4第3項の規定に基づき設置された館山市特別職報酬等審議会、館山市情報公開・個人情報保護審査会及び館山市情報公開・個人情報保護審議会の設置、組織及び運営については、それぞれ館山市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第49号）、館山市

情報公開条例（平成16年条例第1号）及び館山市個人情報保護条例（平成16年条例第8号）に定めるところによる。

（市長への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月23日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条）

附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
館山市コーラル会議	男女共同参画社会の推進に関する事項を調査研究し、市長に答申すること。	会長 委員	学識経験者 住民代表	15人以内	2年

資料3 館山市コーラル会議委員（第10期・第12期）名簿

【策定時】（第10期）

任期：2017年（平成29年）4月1日～2019年（平成31年）3月31日

氏名	委嘱区分	備考
飯島 マルティーン	学識経験者	
石井 敏宏	学識経験者	
石渡 秀嗣	学識経験者	
清本 智美	学識経験者	
鈴木 ひとみ	学識経験者	
鈴木 容子	学識経験者	
関野 裕子	学識経験者	
滝口 力	公募	副会長
土岐 明美	学識経験者	会長
羽山 敏雄	学識経験者	
室 厚美	学識経験者	
本橋 朋子	学識経験者	
盛島 岳	学識経験者	

【中間見直し時】（第12期）

任期：2021年（令和3年）4月1日～2023年（令和5年）3月31日

氏名	委嘱区分	備考
青木 鉄弘	公募	
石井 敏宏	学識経験者	
石渡 秀嗣	学識経験者	
井田 友海	公募	副会長
栗原 史帆	学識経験者	
庄司 友之	学識経験者	
鈴木 ひとみ	学識経験者	
西村 勝利	公募	
羽山 敏雄	学識経験者	会長
室 厚美	学識経験者	
盛島 岳	学識経験者	
吉田 育世	公募	

※コーラルは英語で「サンゴ」を意味し、サンゴは雌雄同体であることから「男女がお互いに信頼と協力で、より幸せな市民生活を送れるように」との願いを込め、この名前が付けられました。

資料4 館山市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指して、推進プランの策定及び男女共同参画を推進するため、館山市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事項を所掌する。

- (1) 館山市男女共同参画推進プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長、副会長は副市長の職にある者をもって充て、本委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 推進会議は、部長会議及び三役会における協議をもって、その開催に代えることができる。

(幹事会)

第6条 会議に付議する事案の調整を行なうため、必要があるときは、幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、危機管理部長が指名する関係課等の所属長をもって組織する。

3 幹事会は、危機管理部長が招集し、これを主宰する。

(部会)

第7条 推進会議は、専門的な重要事項を調査、検討させるため、必要があるときは、部会を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、危機管理部市民協働課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条第 2 項）

（委員）教育長

総合政策部長

危機管理部長

総務部長

健康福祉部長

経済観光部長

建設環境部長

教育委員会事務局教育部長

資料5 館山市男女共同参画市民意識調査実施概要

○対象者数

18歳から79歳までの市民1,000名
※男女比はおおむね50:50となっている

○対象者の抽出方法

上記に当てはまる市民を無作為抽出（住民基本台帳からの層化無作為抽出）
※年齢及び居住地区については、市全体の人口構成に準ずるように抽出

○内容

第4期男女共同参画推進プラン策定の参考とするため、市民の男女共同参画に対する意識を測る設問とした。

【設問例】

男女平等についての考え方、(既婚者向け)家庭での役割分担、防災、人権、社会活動への参画等

○発送日

2017年(平成29年)4月26日(水)

○締切日

2017年(平成29年)5月15日(月)

○回収率

40.3%(403件)
※うち、女性222件、男性173件、性別無回答8件

資料6 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 11年12月22日同第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役

割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別

的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行

の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

資料7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知

り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため 当該配偶者に対し 命令の効力が生じた日以後 同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認める

に足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶

者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部

分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲

げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二

十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定

平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

資料8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ

一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労

働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧告して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働

大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日



第4期館山市男女共同参画推進プラン（見直し版）

発行：平成30年3月（令和5年3月見直し）

発行者：館山市危機管理部市民協働課

住所：千葉県館山市北条1145-1

電話：0470-22-3142

メール：kyodo@city.tateyama.chiba.jp